

産業建設常任委員会

日 時 令和 8 年 3 月 1 2 日 (木) 午前 1 0 時から
場 所 全員協議会室

議 題

1 付託案件 (6 件)

- (1) 議案第 1 2 号 令和 7 年度射水市水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- (2) 議案第 1 3 号 令和 7 年度射水市下水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- (3) 議案第 5 号 令和 8 年度射水市水道事業会計予算
- (4) 議案第 6 号 令和 8 年度射水市下水道事業会計予算
- (5) 議案第 2 1 号 射水市火入れに関する条例の一部改正について
- (6) 議案第 2 3 号 財産の取得について

2 報告事項 (9 件)

- (1) 射水市企業団地適地調査の結果について
(産業経済部 商工企業立地課 資料 1)
- (2) 移住・定住の促進に係る補助制度の見直しについて
(産業経済部 観光まちづくり課 資料 1)
- (3) 移住と空き家利活用の相談窓口「#みらいシテン射水」の移転について
(産業経済部 観光まちづくり課 資料 2)
- (4) 射水市都市公園等ストック再編基本計画 (案) について
(都市整備部 都市計画課 資料 1)
- (5) 上下水道事業経営委員会への諮問について
(上下水道部 上下水道業務課 資料 1)
- (6) 富山県西部 6 市における上下水道事業の情報システム連携について
(上下水道部 上下水道業務課 資料 2)
- (7) 令和 8 年度水道水質検査計画 (案) について
(上下水道部 上水道工務課 資料 1)
- (8) 西部水道用水供給事業送水管 (県受水送水管) の更新について
(上下水道部 上水道工務課 資料 2)
- (9) 射水市内水ハザードマップ (素案) について
(上下水道部 下水道工務課 資料 1)

3 その他

射水市企業団地適地調査の結果について

1 趣旨

変化著しい企業動向を的確に捉え、新たな企業の誘致を通じて市内経済の活性化や魅力ある就業先の確保を図っていくことは、本市の重要施策の一つである。本市では、将来的に産業用地の不足が想定されることから、企業誘致による新産業の創出を図るため、新たな企業団地の整備に向け、適地調査を行った。（前回実施：H28～29年度）

2 調査にあたっての前提条件

- (1) 上位関連計画、法規制との整合性を図る（都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、文化財保護法等）
- (2) ハザードマップへの対応（洪水、土砂災害、津波、ため池）
- (3) 企業ニーズへの対応（交通アクセス、各種インフラ）

3 調査の内容

- (1) 上位関連計画及び法規制等の整理
- (2) 適地選定評価条件の整理
- (3) 適地箇所の抽出
- (4) 現地踏査
- (5) 各候補地の開発手法、課題等の整理（開発手法や事業スケジュールの検討）

4 企業団地候補地

(1) 新規企業団地候補地 （五十音順）

地区名	選 定 理 由
大江地区	国道8号に隣接し、小杉IC及び富山西ICへのアクセスも良く、交通の利便性が高い地域である。現行の都市計画マスタープランにおいても流通業務施設や工業地としての集積を図る地区として位置付けられている。
黒河・戸破地区	主要地方道小杉婦中線及び市道大門針原線に隣接し、交通の利便性が高く、近くの針原テクノパークが完売していることなどからも、企業の進出ニーズが高い地域である。
小泉地区	主要地方道高岡小杉線及び主要地方道新湊庄川線に隣接していることから交通の利便性が高く、工業用水等の利用も可能である。
橋下条地区	国道472号に隣接し、小杉ICへのアクセスも良好である。また、当該国道沿線には既に多くの物流企業が立地していることから、今後も物流業や製造業をはじめとした多様な業種の進出が期待できる。

(2) 既存企業団地拡張候補地

(五十音順)

地区名	選定理由
大島企業団地	企業ニーズの高さや土地利用の状況等から、団地北側に約5 haの用地を拡張候補地として位置付ける。
針原企業団地	企業ニーズの高さや土地利用の状況等から、団地西側に約17 haの用地を拡張候補地として位置付ける。

※その他、小杉流通業務団地の拡張について、継続的に検討を行う。

5 課題及び検討事項

- (1) 本調査により、企業団地の新規及び拡張候補地を選定したが、今後は具体的な企業ニーズの把握や関係機関等との協議を行い、開発可能な用地を選定する。
- (2) 今回選定した候補地はいずれも市街化調整区域内であり、農地法上の農業振興地域となっていることから、富山高岡広域都市計画区域の区域区分の変更も含め、農振除外等の諸手続きに相当の期間を要する。

6 今後の流れ

誘致企業の業種の検討や企業ニーズの把握、関係機関との協議を重ね、最終候補地を決定し、その最終候補地に応じた企業誘致ビジョンを定める。

その後、農振除外等の関係機関との事前協議を行い、用地取得や埋文調査などを経て、整備工事に着手する予定である。

7 その他

今回の企業団地適地調査に加え、今後も市場の拡大が想定される情報インフラ関連企業に対する誘致の視点から、適地エリアの調査も行った。

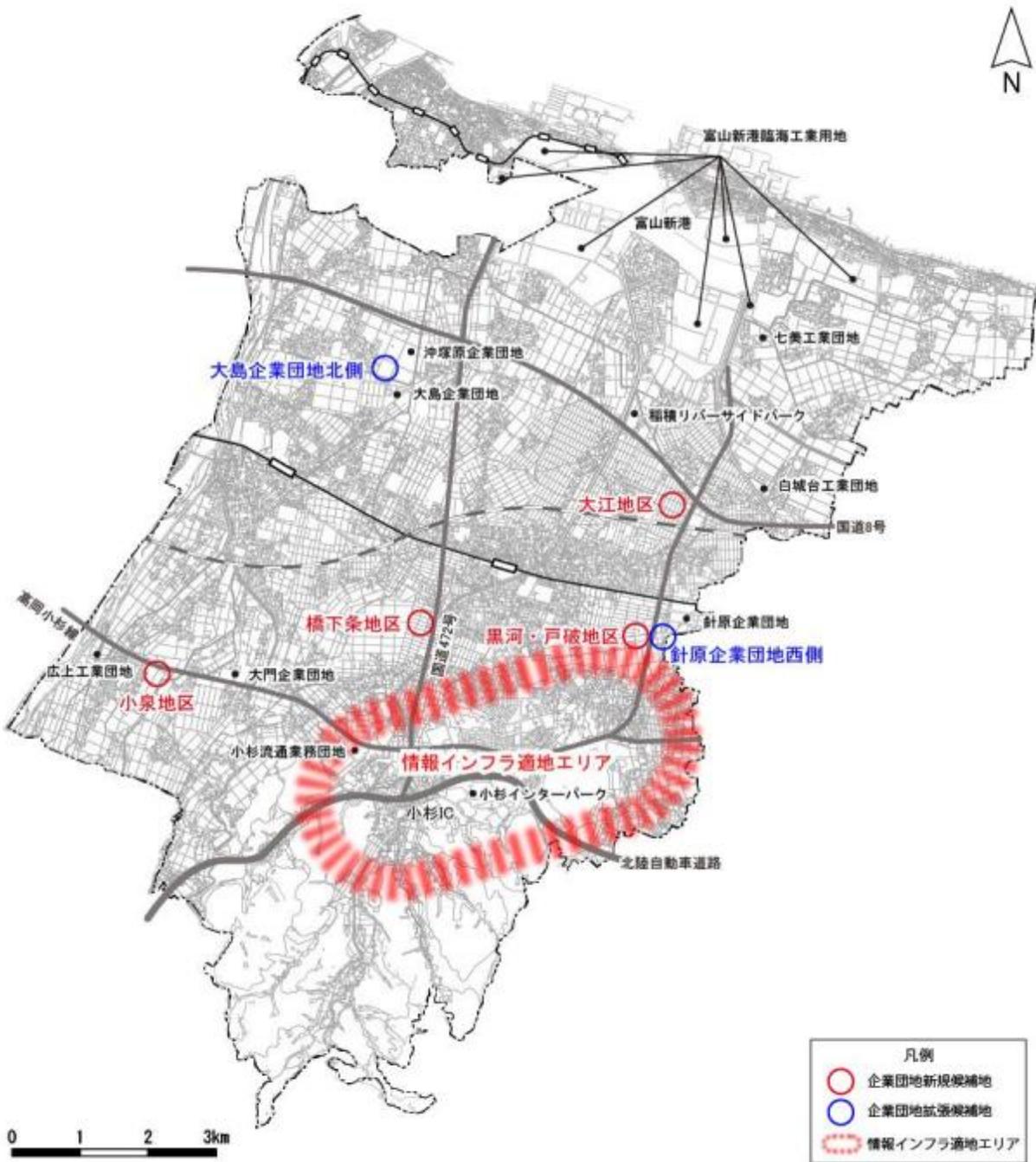
【参考】企業団地の現状（分譲中の企業団地）

	団地名	用地面積	売却済面積	分譲率	残区画数	備考
1	沖塚原企業団地	9.5 ha	6.1 ha	64.3%	3	
2	富山新港臨海工業用地	426.8 ha	418.0 ha	97.9%	3	県有地
3	小杉インターパーク	12.0 ha	10.3 ha	85.8%	—	第3地区造成中
	合計	448.3 ha	434.4 ha	96.9%	6	

完売した企業団地：稲積リバーサイドパーク、大島企業団地、小杉流通業務団地、七美工業団地、白城台工業団地、大門企業団地、針原企業団地、広上工業団地

企業団地全体の分譲率：97.5%（用地面積：553.4 ha 売却済面積：539.5 ha）

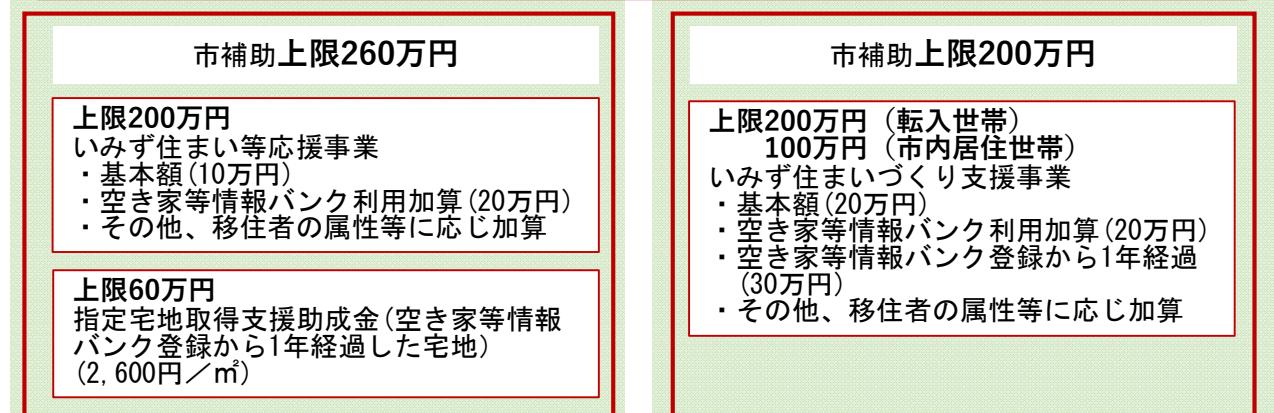
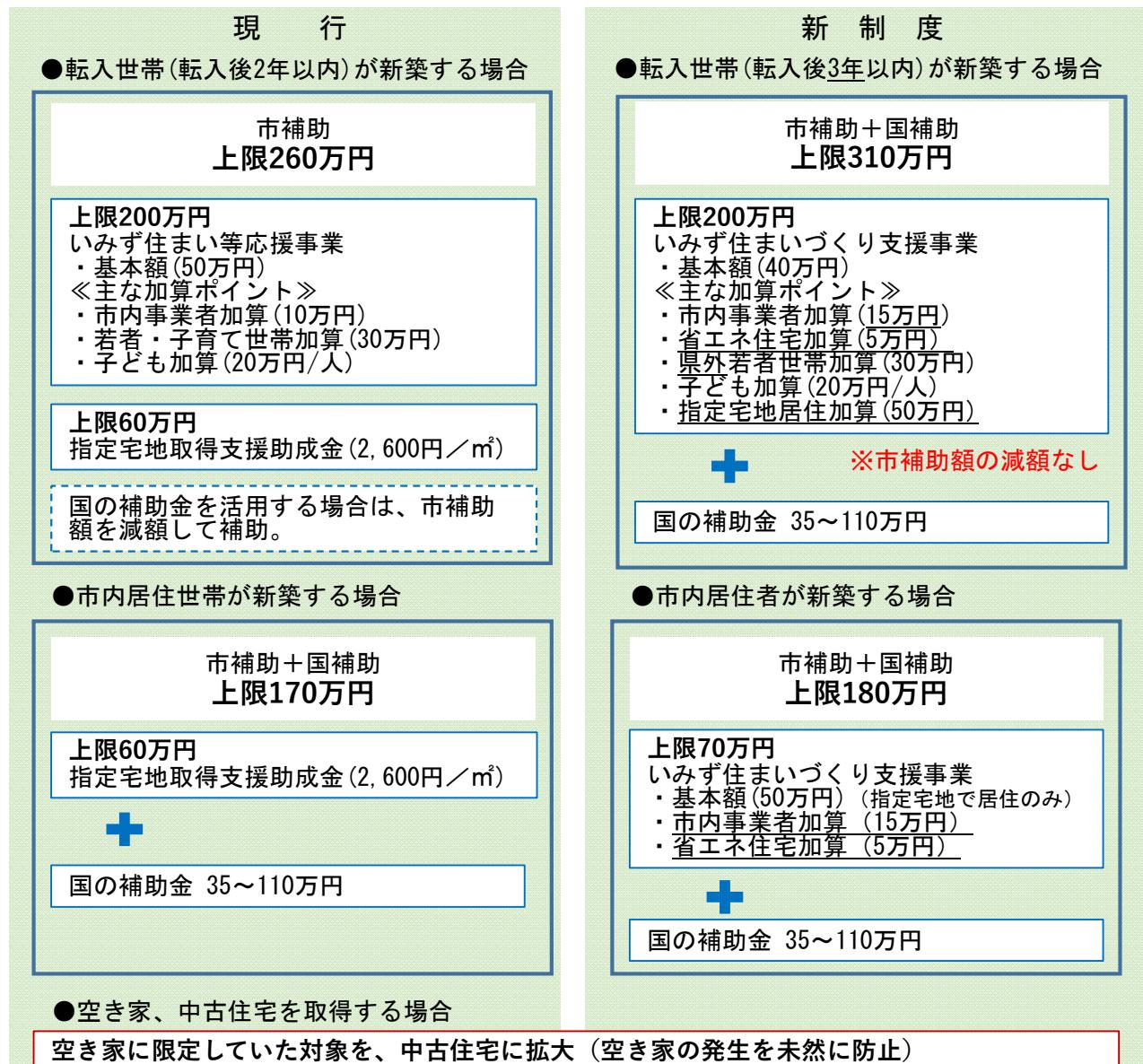
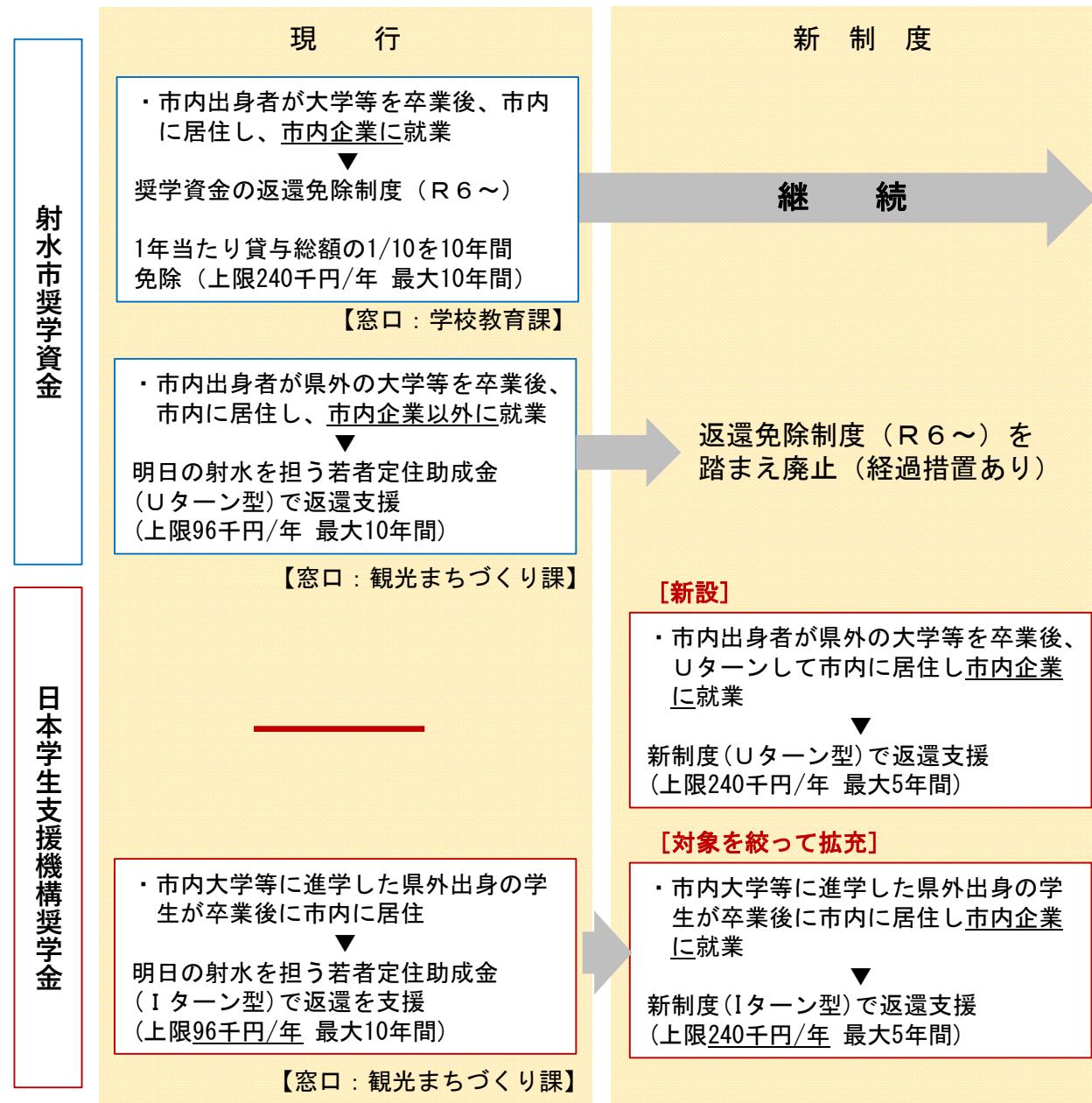
【企業団地適地候補地位置図】



移住・定住の促進に係る補助制度の見直しについて

1【新】Uターン促進奨学金返還支援助成金（予算額：5,000千円）	
概要	若年層のUターンの促進及び市内企業の人材確保を図るため、新たに日本学生支援機構の奨学金返還を支援するもの。

2【新】いみず住まいづくり支援補助金（予算額：50,000千円）	
概要	本市への移住・定住を更に促進するため、「いみず住まい等応援事業補助金」と「指定宅地取得支援助成金」を統合し申請者の負担軽減を図るとともに、新築住宅取得の場合は、国の補助金の併用を可能とすることで補助上限額の引上げを図るもの。また、中古住宅の取得・居住を支援し空き家の未然防止・利活用促進を図るもの。



移住と空き家利活用の相談窓口「#みらいシテン射水」の移転について

現在、内川沿いの番屋カフェ（放生津町17番5号）の建物内で運営している相談窓口を、以下のとおり移転するもの。

1 移転先等

- ・ 移 転 先 射水市中央町4番13号
（かぐら通り沿いの空き物件を活用）
- ・ 移転時期 令和8年4月1日（水）

2 移転理由

空き家利活用のモデルケースとして、長く空き家であった店舗兼住宅を自ら利活用することで、本市における空き家利活用の機運を更に高めていくことを目指し、受託事業者（一般社団法人とやまのめ）から提案を受けたもの。



射水市都市公園等ストック再編基本計画（案）について

1 射水市都市公園等ストック再編基本計画（案）に関するパブリック・コメントの実施結果について

(1) 実施期間

令和8年1月8日（木）から令和8年1月29日（木）まで

(2) 閲覧を行った書類

射水市都市公園等ストック再編基本計画（案）

(3) 書類の閲覧場所等

ア 射水市ホームページ

イ 窓口等での閲覧（6か所）

① 各地区センター（新湊・小杉・大門・下）

② 市都市計画課（大島分庁舎）

③ 中央図書館

(4) 寄せられた意見等

ア 意見等の提出者数 1名

イ 意見等の件数 1件

(5) 意見等の提出方法

電子メール 1件（郵送及びファックスによる提出なし。）

(6) 意見等の概要、意見等に対する考え方

別紙のとおり

2 射水市都市公園等ストック再編基本計画（案） 別添

3 今後の予定

・令和8年3月下旬 計画の公表

対象箇所等	意見等の概要	意見に対する市の考え方	修正の有無
第3章 公園緑地の再編に向けて 4. 今後の取組 （1）見直しの方向性ごとの取組内容 3）機能集約・用途変更 （P25）	計画を見る限り、自分の地域にどれだけの公園があるのか分かりづらい。分かるようにならないのか。	本計画とは別に作成する資料編として、地域振興会別の公園緑地の一覧及び配置図を明示する。	無

都市整備部都市計画課 資料1-2
3月定例会 産業建設常任委員会
令和8年3月12日

射水市都市公園等ストック再編 基本計画 (案)

令和8年3月
射水市

<目 次>

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景と目的.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画期間.....	2
4. 計画の対象区域.....	2
5. 対象とする公園緑地.....	3
第2章 現況と課題	4
1. 本市の人口.....	4
2. 公園緑地の整備状況.....	6
3. 公園緑地の配置状況.....	7
4. 公園緑地の設置経過年数.....	8
5. 主要施設の設置状況.....	9
6. 公園緑地の維持管理状況.....	12
7. 公園緑地の利活用状況.....	13
8. 市民の利用状況や意向について.....	14
9. 現況と課題の整理.....	16
第3章 公園緑地の再編に向けて	18
1. 公園緑地の効果とは.....	18
2. 基本方針.....	19
3. 再編の考え方.....	20
4. 今後の取組.....	23
5. 目標設定と計画の進行管理.....	27

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と目的

本市には、都市公園が152箇所(約221ha)整備されており、そのうち県管理の都市公園を除いた150箇所(約116ha)及び公共施設緑地(その他公園)152箇所(約9ha)において計画的に更新などの維持管理を行っています。整備時にはそれぞれ明確な目的と役割を担ってきたところですが、その多くが設置から30年以上経過し、施設の老朽化に伴う修繕・更新・撤去の急増や樹木の成長により、今後の維持管理費の増大が懸念されています。

また、身近な公園緑地の管理・保全については、地域型市民協働事業により実施していますが、高齢化等による担い手不足から、継続が困難になると予想されています。

このことから、本市が管理する公園緑地の現況を整理・評価した上で、配置の適正化や機能の再編、統廃合の方針を示し、地域の実情に応じた適正な配置と施設整備を進め、利用ニーズの変化に対応した使いやすい公園づくりを目指します。

【都市公園等ストック再編(公園緑地の機能分担、再編・統廃合)のイメージ】

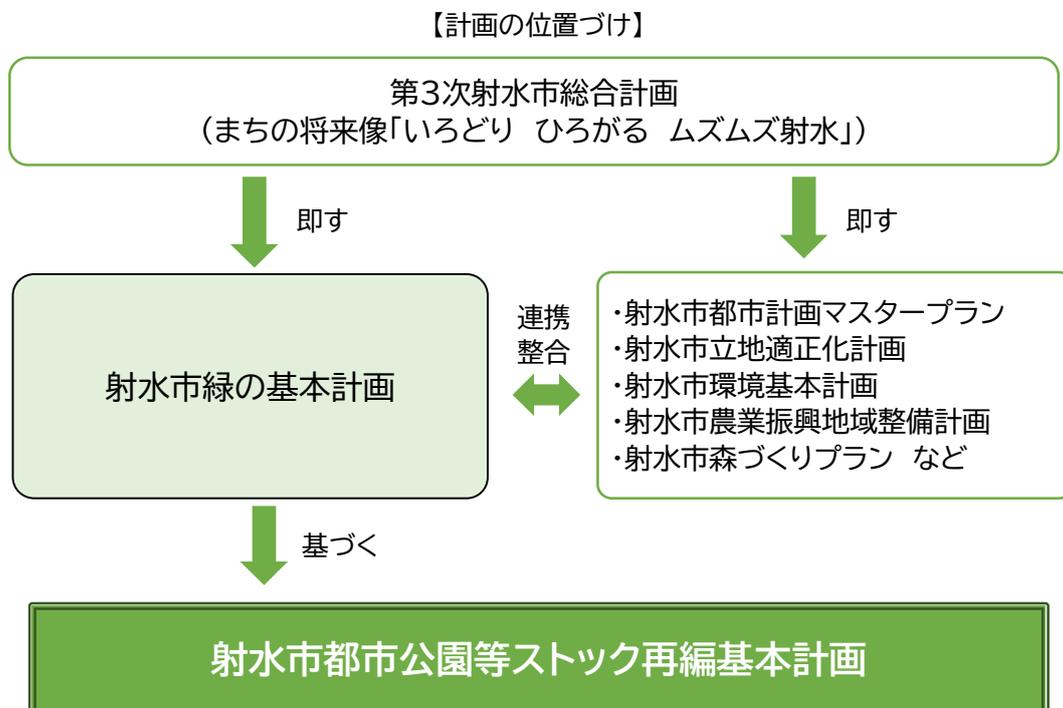
類似機能を持つ複数公園が近接配置されている場合において、可能な限り各公園の機能が重複しないように再整備したり、公共施設の廃止や統廃合と合わせて、周辺の公園の集約化やテーマの異なる公園へ再整備することをイメージしています。



出典:射水市緑の基本計画

2. 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「第3次射水市総合計画」や各種関連計画などとの整合を図り、総合的に都市における緑地の保全や緑化の推進に関して方針を定めた「射水市緑の基本計画（令和6年3月策定）」に基づく計画として位置づけます。



3. 計画期間

本計画の期間は、射水市緑の基本計画に基づき、概ね 20 年後の令和 25(2043)年度を目標年次とします。

4. 計画の対象区域

対象区域は、行政区域全域を対象とします。

5. 対象とする公園緑地

本計画で対象とする公園緑地は、本市で管理する都市公園とその他公園(都市公園法に準じて管理する公園緑地)です。

【対象とする公園緑地】

区分	内容	箇所	面積(ha)	
都市公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。	115	20.48
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区※当たり1箇所を誘致距離 500m の範囲内で1箇所当たり面積2ha を標準として配置する。	9	17.50
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1km の範囲内で1箇所当たり面積4ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha 以上を標準とする。	3	13.44
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。	1	9.36
	風致公園	主として風致を享受することを目的とする公園で樹林地、水辺地等の自然条件に応じ適切に配置する。	1	19.70
	歴史公園	史跡、名勝、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園で文化財の立地に応じ適宜配置する。	1	1.58
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)	19	32.76
緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。	1	0.95	
小 計		150	115.77	
公共施設緑地	その他公園	市が都市公園法に準じて管理する公園緑地(児童遊園地、小公園、公民館緑地など)	152	8.93
合 計		302	124.70	

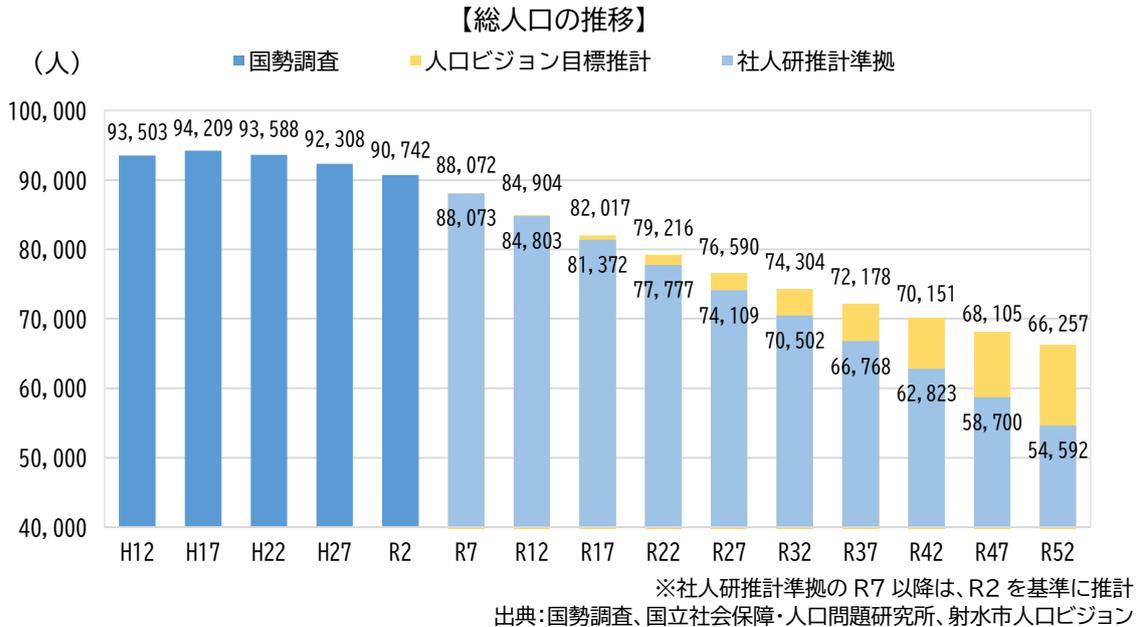
※近隣住区＝幹線街路等に囲まれた概ね1km四方(面積 100ha)の居住単位
 出典:国土交通省 HP(公園とみどり)、富山県 HP(とやまの都市公園便利帳)
 庁内資料(令和7年4月1日時点)

第2章 現況と課題

1. 本市の人口

(1) 人口推移

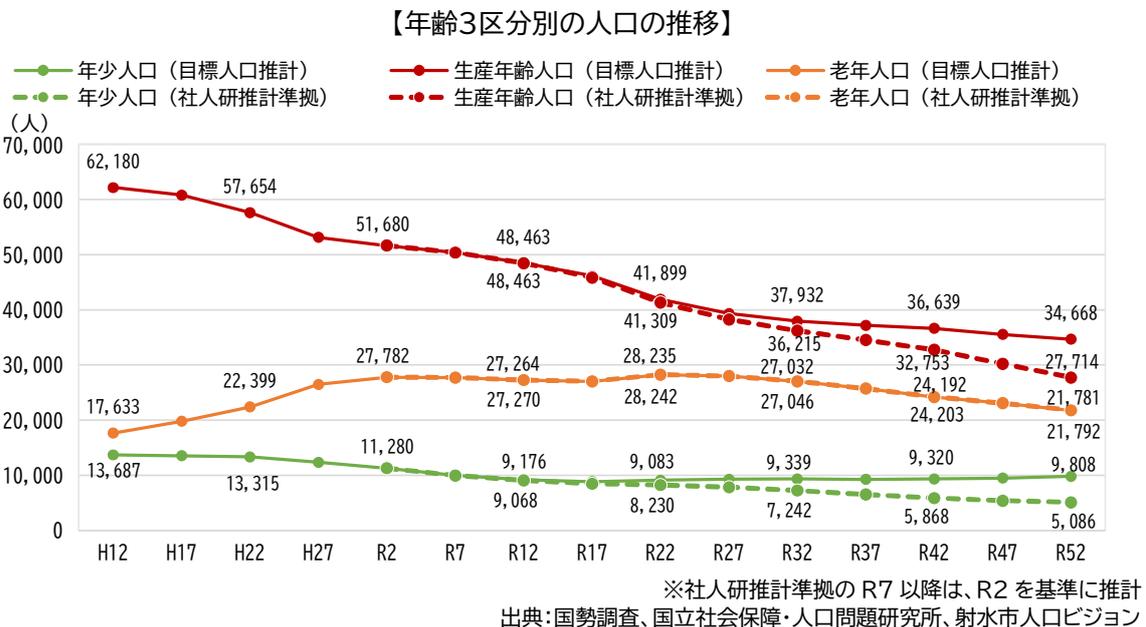
本市の人口は、令和2年時点で約9.1万人となっています。平成17年をピークに減少傾向が続いており、今後さらに減少幅は拡大すると推計されています。



(2) 3区分の年齢別推移

年齢3区分人口は、令和2年で年少人口(15歳未満)が約1.1万人、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)が約5.2万人、老年人口(65歳以上)が約2.8万人となっており、今後特に若い世代が減少すると見込まれています。

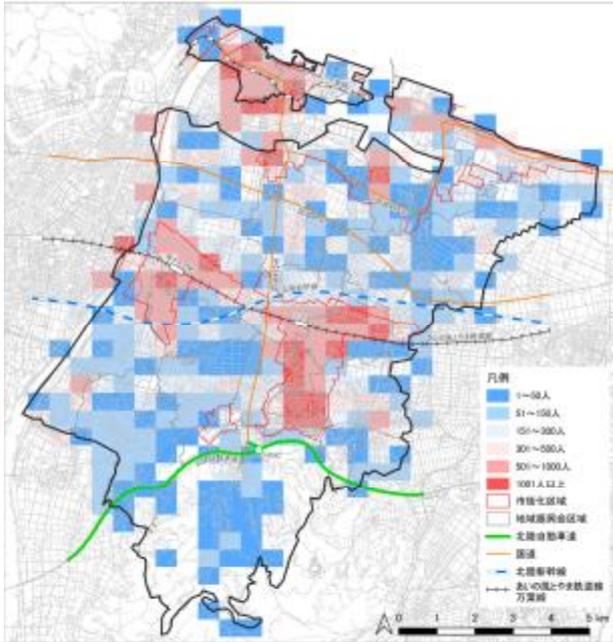
公園の維持管理の観点でみると、少子高齢化による担い手不足が懸念されます。



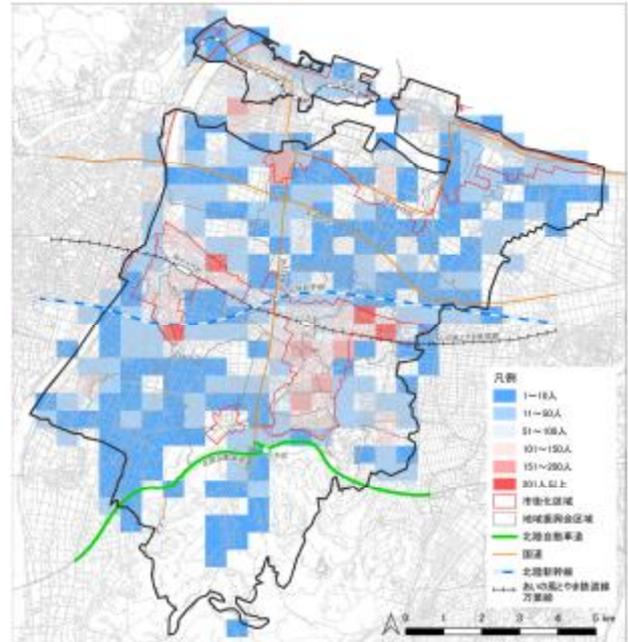
(3)人口分布

本市の人口は、主に鉄道駅を中心に広がりが見られます。年少人口は大島エリアや小杉エリアの市街化区域で多くっており、老年人口は新湊エリアの北西側や小杉エリアの中心部で多くはなっています。

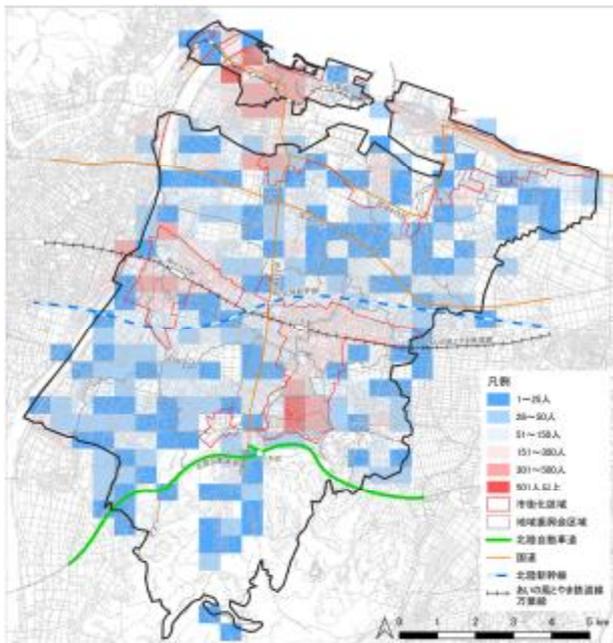
【500mメッシュ総人口】



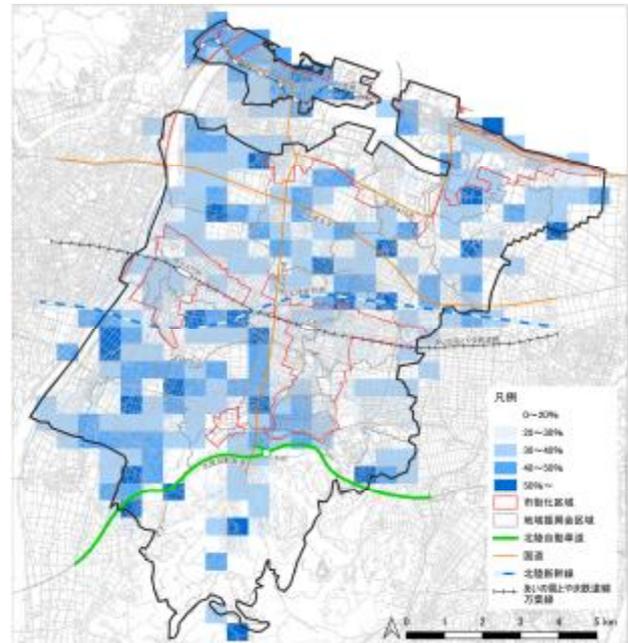
【500mメッシュ年少人口】



【500mメッシュ老年人口】



【500mメッシュ高齢化率】



資料: 令和2年国勢調査

2. 公園緑地の整備状況

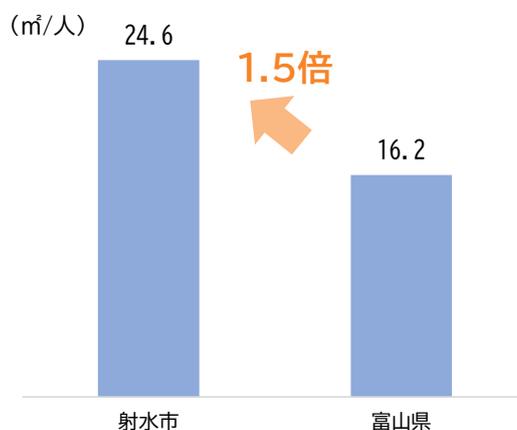
本市の公園緑地は、令和7年4月1日時点で、都市公園(県管理分を含む)が152箇所、その他公園が152箇所あり、合わせて304箇所、総面積は約230haです。

一人当たりの都市公園面積は24.6㎡であり、富山県全体(16.2㎡)と比較すると、約1.5倍と高い水準で整備されています。

【公園緑地数と面積】

区分		箇所	面積 (ha)	備考
都市公園	街区公園	115	20.48	
	近隣公園	9	17.50	三日曾根公園、グリーンパークだいもん、天池公園など
	地区公園	3	13.44	足洗瀉公園、大島北野河川公園、大島中央公園
	運動公園	1	9.36	歌の森運動公園
	風致公園	1	19.70	薬勝寺池公園
	歴史公園	1	1.58	中山公園
	広域公園	1	95.90	県民公園太閤山ランド(県管理)
	緩衝緑地	1	9.70	県民公園新港の森(県管理)
	都市緑地	19	32.76	海老江緑地、庄川右岸緑地、太閤山第1号緑地など
	緑道	1	0.95	いさりび緑道
小計		152	221.37	
緑地 公共施設	その他公園	152	8.93	児童遊園地、小公園、公民館緑地など
合計		304	230.30	

【一人当たりの都市公園面積の比較】



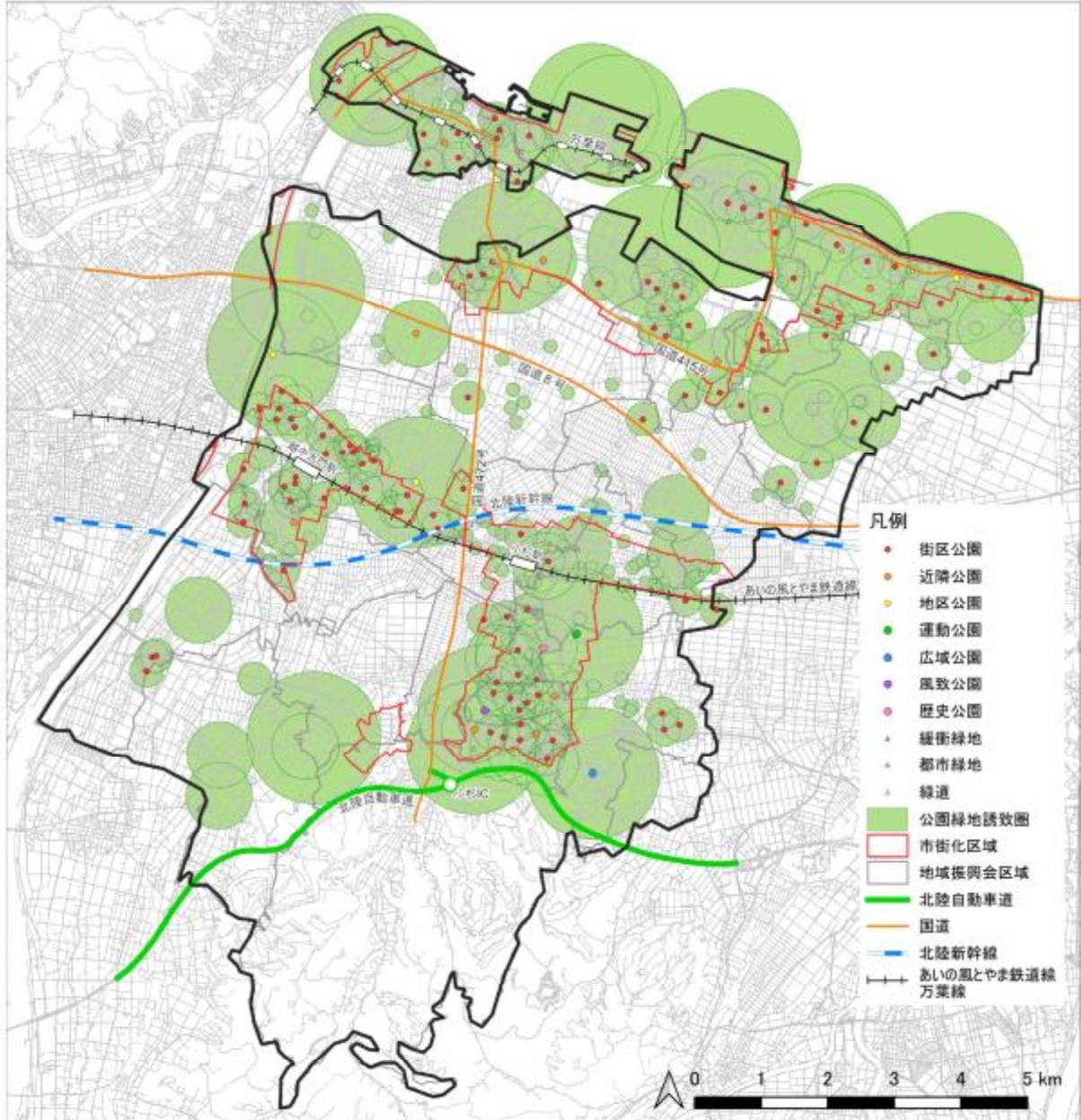
出典: 庁内資料(令和7年4月1日時点)

富山県 国土交通省都市公園データベース「都道府県別一人当たり都市公園等整備現況」(令和6年3月31日時点)

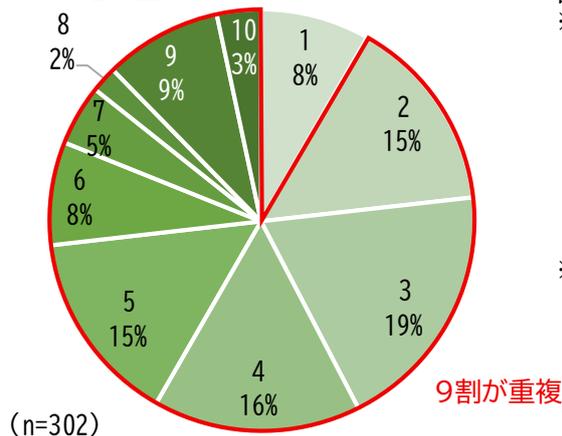
3. 公園緑地の配置状況

本市で管理する公園緑地の配置状況は、誘致圏※¹の視点で重複状況※²を見ると、全体数の約9割が重複しています。特に越中大門駅の北側や太閤山地域で誘致圏の重複が多く見られます。

【公園緑地の誘致圏】



【公園緑地の重複数】



出典：庁内資料(令和7年4月1日時点)

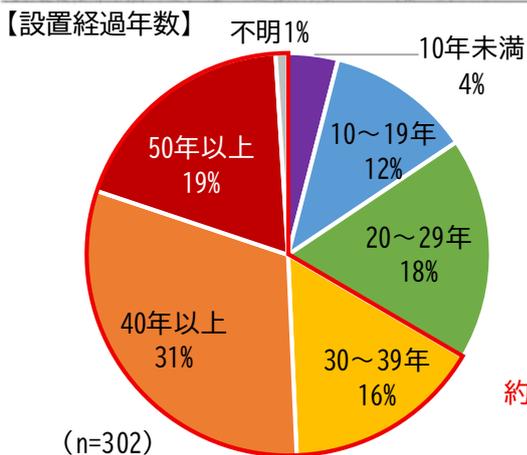
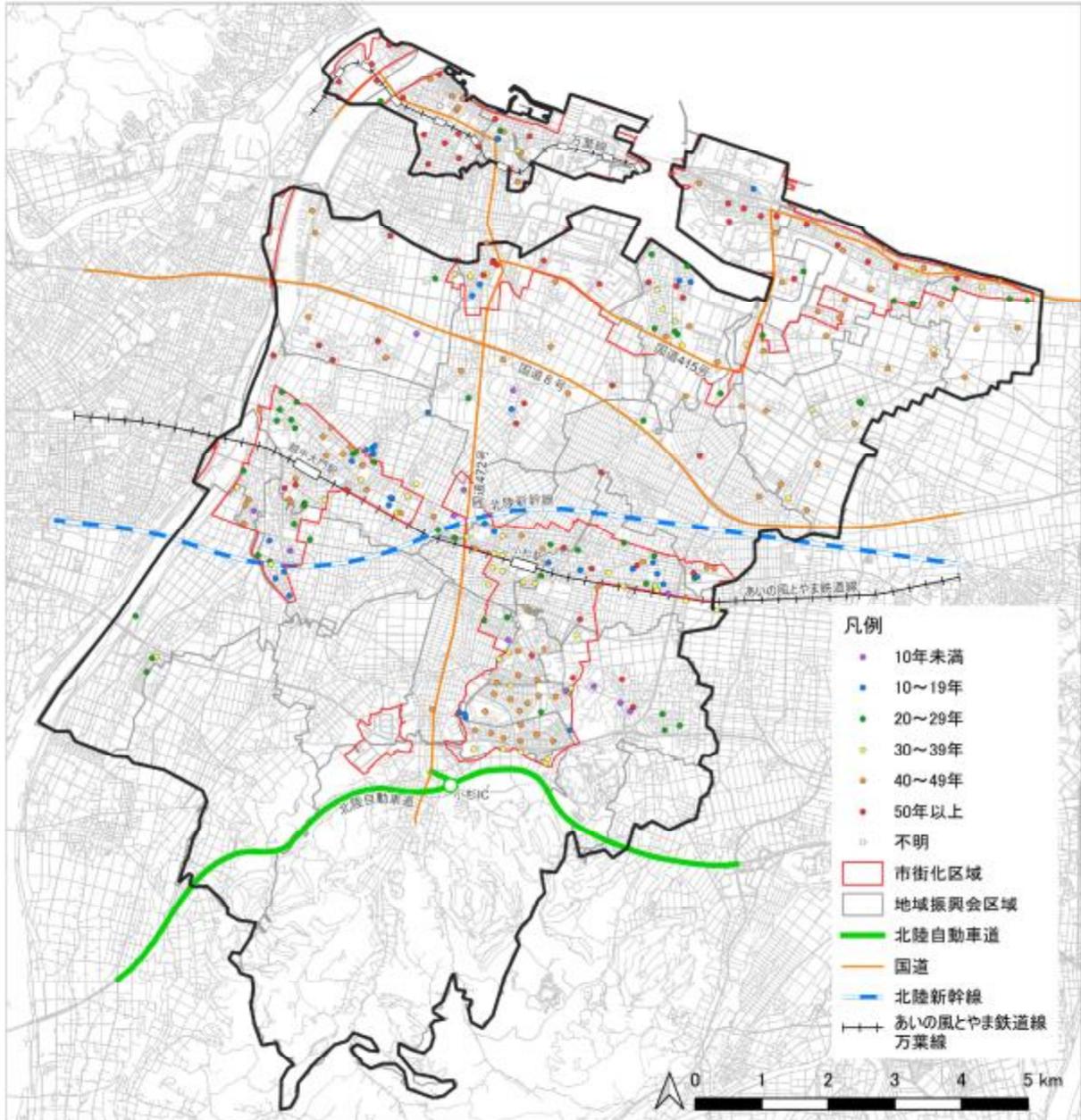
※¹ 誘致圏…公園の誘致距離の基準を基に、主に公園を利用する人の範囲を表した圏域をいう。位置は公園緑地の概ね中心を示す。公共施設緑地(その他公園、公共緑地、グラウンド及び市民農園)及び緑道は半径100m、街区公園は半径250m、近隣公園は半径500m、地区公園は半径1kmで設定している。また、運動公園・広域公園・風致公園・歴史公園・都市緑地はその面積が、街区公園、近隣公園、地区公園の標準面積を満たす公園種別の誘致距離を採用する。

※² 重複状況は、その他公園以外で市が管理する公共緑地(広場、市民農園、パークゴルフ場、地区グラウンドなど)や富山県で管理する都市公園に含まれない公園緑地の誘致圏も重ねて集計している。

4. 公園緑地の設置経過年数

本市で管理する公園緑地は、全体数の約7割が設置から30年以上経過しており、その多くが新湊エリア北側及び小杉・大門・大島エリアの住宅地に集中しています。設置から年数が経過しているほど、公園施設が老朽化している傾向があります。

【設置経過年数別にみた公園緑地の分布】



出典：庁内資料(令和7年4月1日時点)
 ※位置は公園緑地の概ね中心を示す。
 ※2025年を基準年とする。

約7割が設置から30年以上経過

5. 主要施設の設置状況

本市で管理する都市公園は、「射水市公園施設長寿命化計画」に基づき、緊急度の高いものから修繕、更新及び撤去を計画的に実施していますが、施設の老朽化に伴い、維持管理費が増大し、必要な修繕や更新が追いついていない状況です。

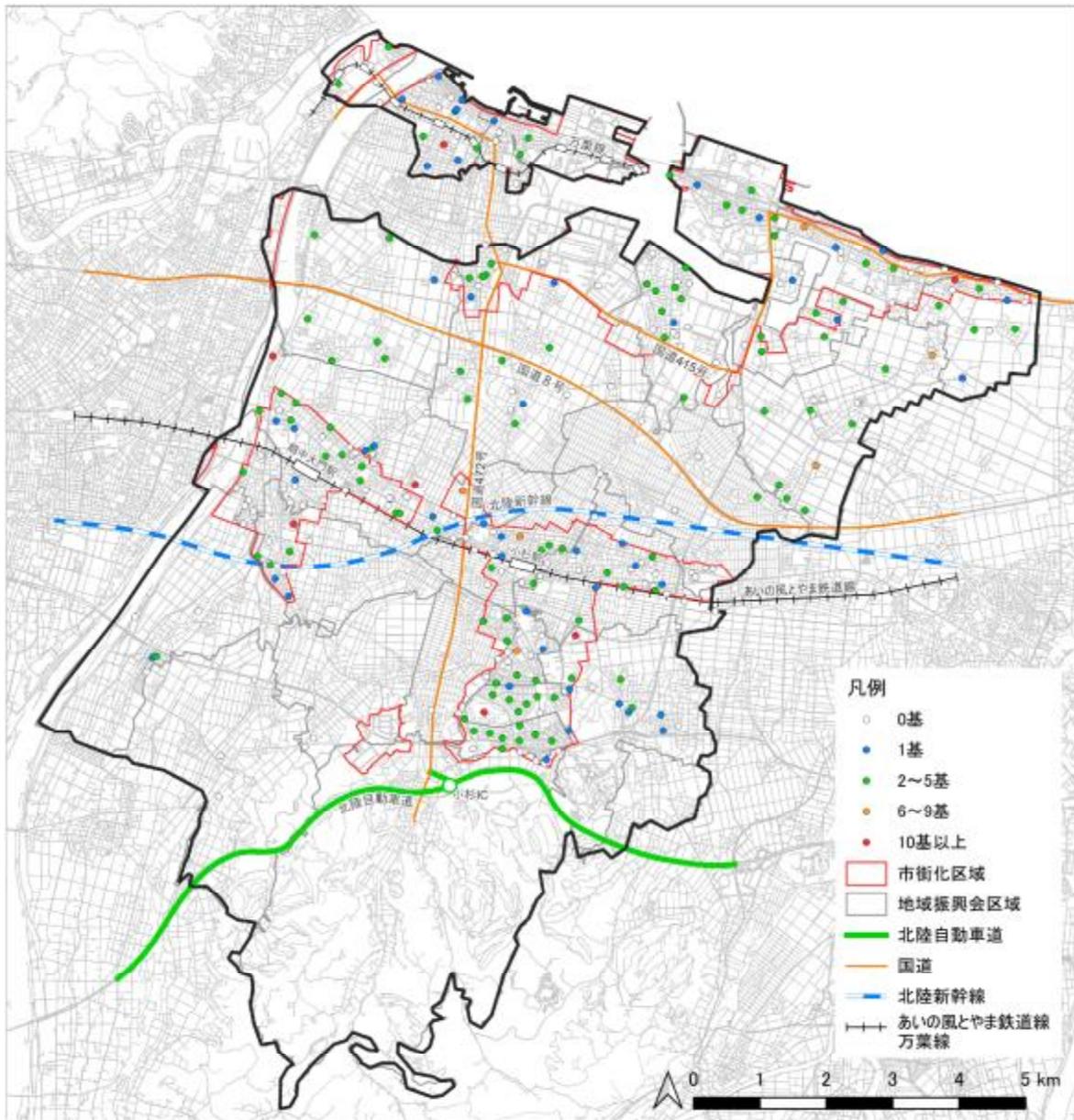
特に遊具、トイレ、パーゴラ・東屋などの主要施設は、更新や大規模な修繕に多額の費用を要するほか、日常的な清掃、点検、修繕などの維持管理にも継続的な費用負担が生じるため、今後は経済的負担の更なる増大が懸念されます。

(1) 遊具

本市で管理する 302 箇所の公園緑地のうち、167 箇所において遊具が設置されており、総遊具数は 572 基です。

遊具の耐用年数は約 10～15 年であり、危険性が高い遊具から順次更新や撤去を進めています。老朽化した施設数の増加が課題となっています。

【遊具が設置されている公園緑地の分布(総遊具数別)】

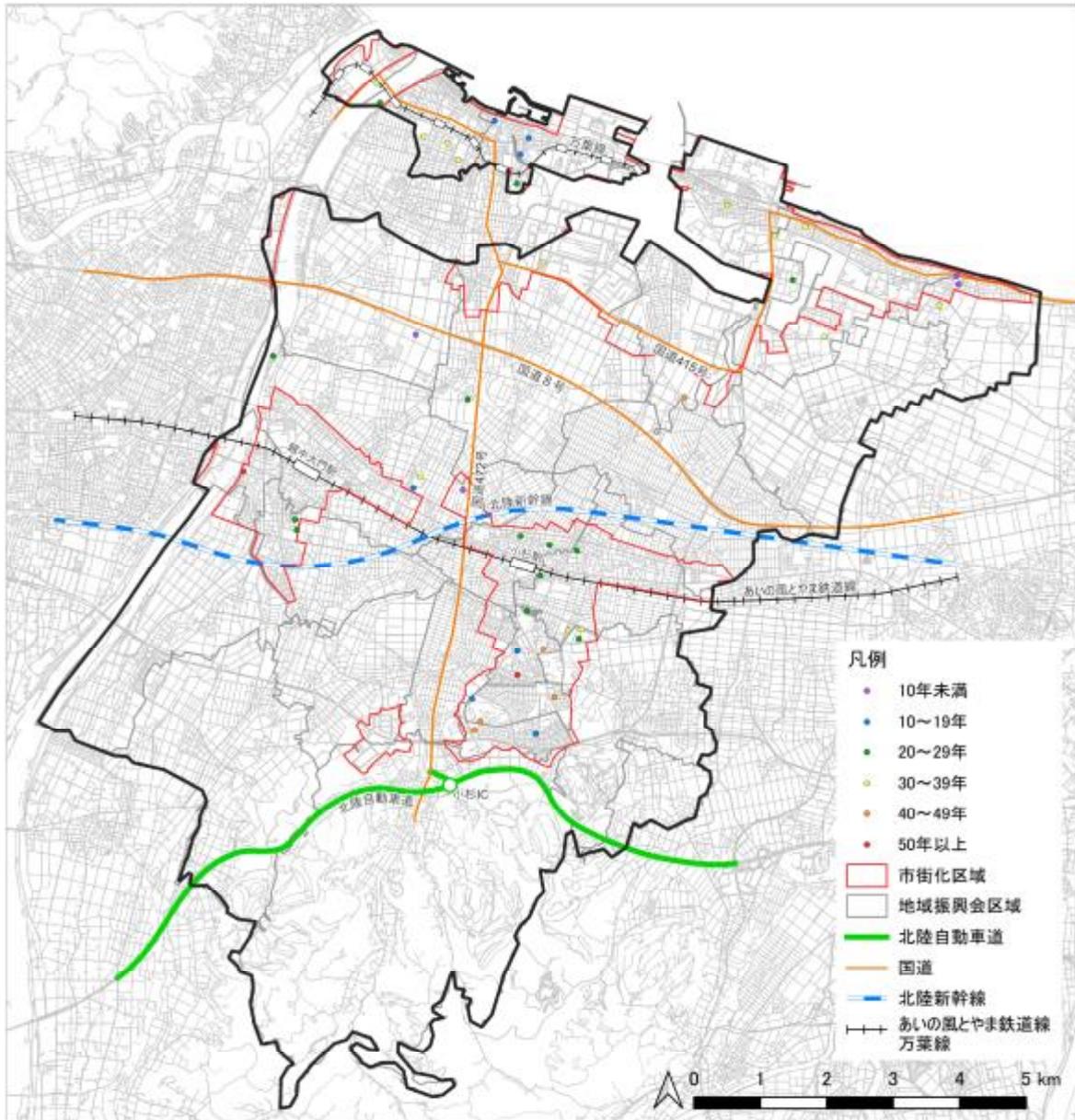


出典: 市内資料(令和7年4月1日時点)

(2)トイレ

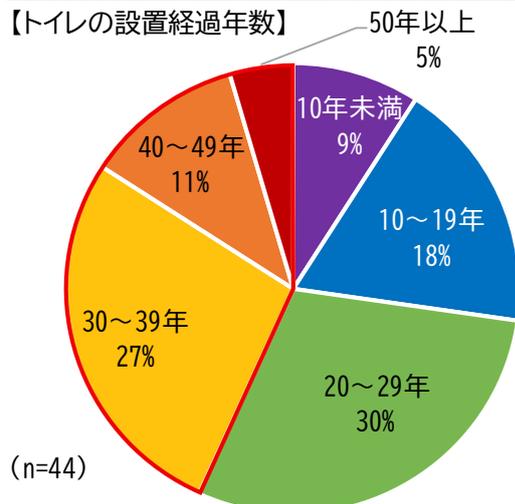
本市で管理する 38 箇所の公園緑地において 44 箇所のトイレが設置されており、約4割が設置から 30 年以上経過していることから、トイレの老朽化対策や衛生環境の改善、バリアフリー対応が課題となっています。

【公園緑地に設置されているトイレの分布(設置経過年数別)】



【トイレの設置経過年数】

出典:庁内資料(令和7年4月1日時点)



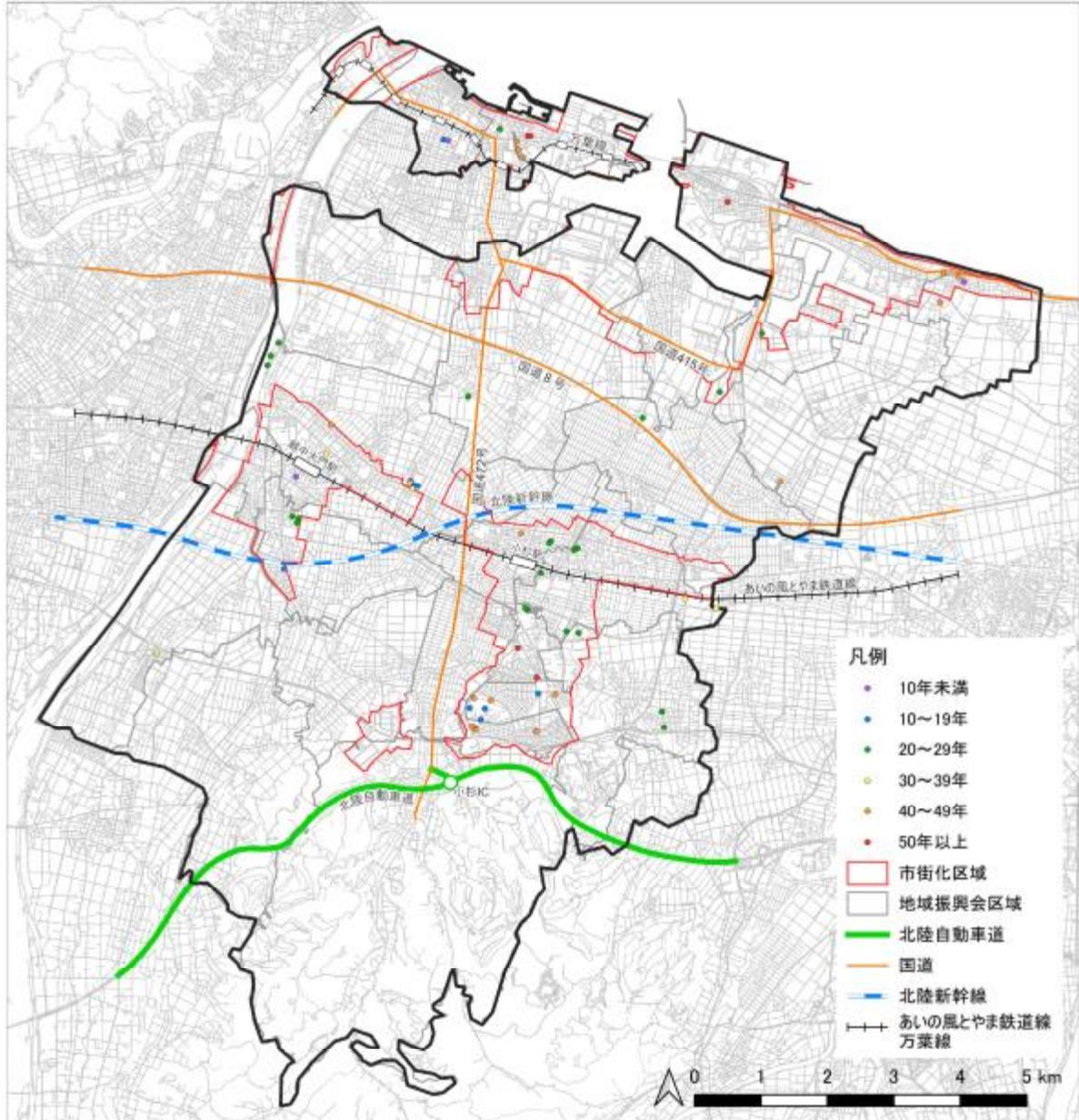
約4割が設置から 30 年以上経過

(n=44)

(3)パーゴラ・東屋

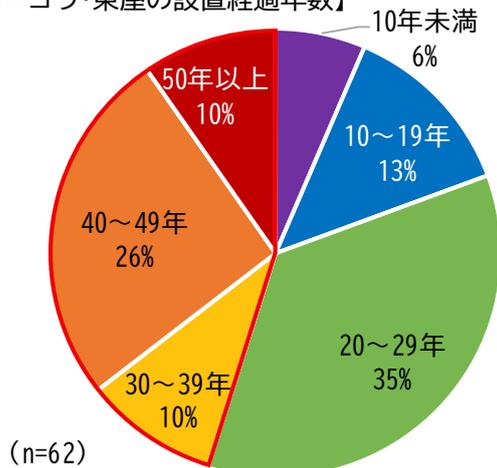
本市で管理する 38 箇所の公園緑地において 62 基のパーゴラや東屋が設置されており、約半数が設置から 30 年以上経過していることから、老朽化した施設数の増加が課題となっています。

【公園緑地に設置されているパーゴラ・東屋の分布(設置経過年数別)】



【パーゴラ・東屋の設置経過年数】

出典: 市内資料(令和7年4月1日時点)



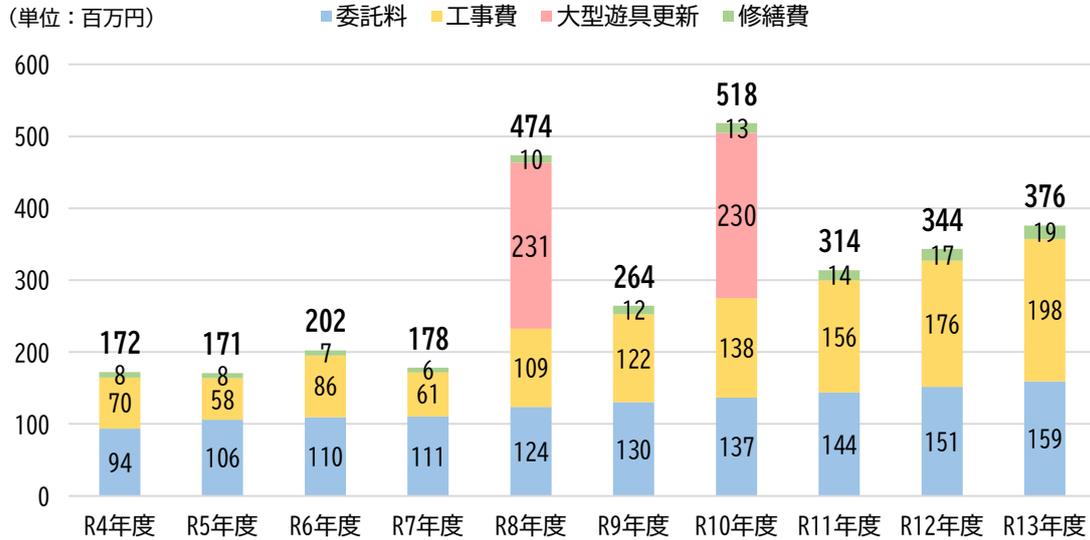
半数が設置から 30 年以上経過

6. 公園緑地の維持管理状況

(1) 維持管理費の推移

植栽の管理や、老朽化に伴う施設の修繕・更新にかかる費用は、近年は2億円程度で推移していますが、令和8年度以降は人件費や物価高騰の影響を受け、増加傾向が推測されます。また、基幹的な公園において大型遊具の更新を予定しています。

【公園緑地の年間維持管理費の推移】



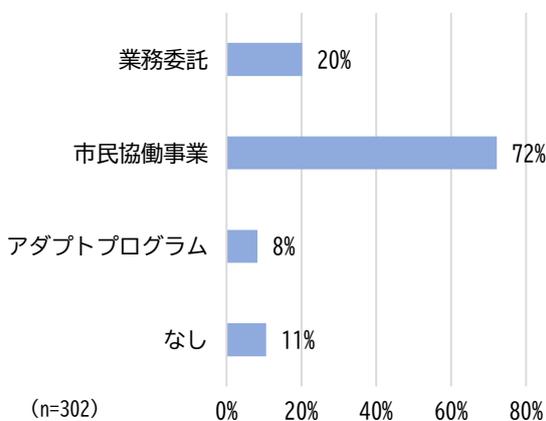
出典：庁内資料(令和8年以降は推計値)

(2) 公園緑地の管理状況

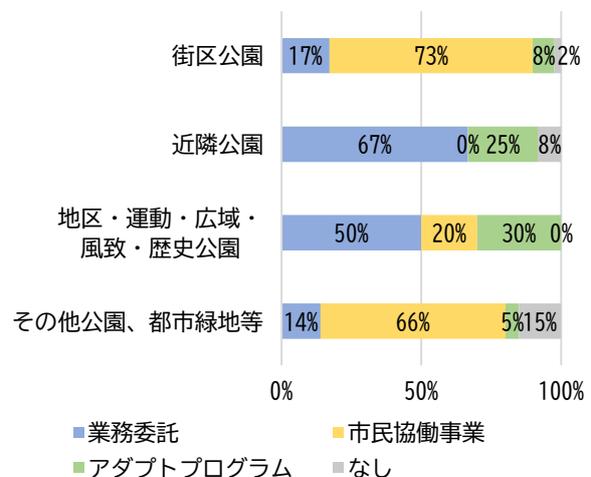
公園緑地数の約7割が市民協働事業によって地域住民の手で草刈りなどの日常管理がされており、約2割が業務委託により管理されています。

日常管理以上の剪定や伐採など植栽の管理は、業務委託にて実施していますが、成長しすぎた樹木の管理が追いついていない状況となっています。

【公園緑地の管理状況】



【公園種別の管理状況の割合】



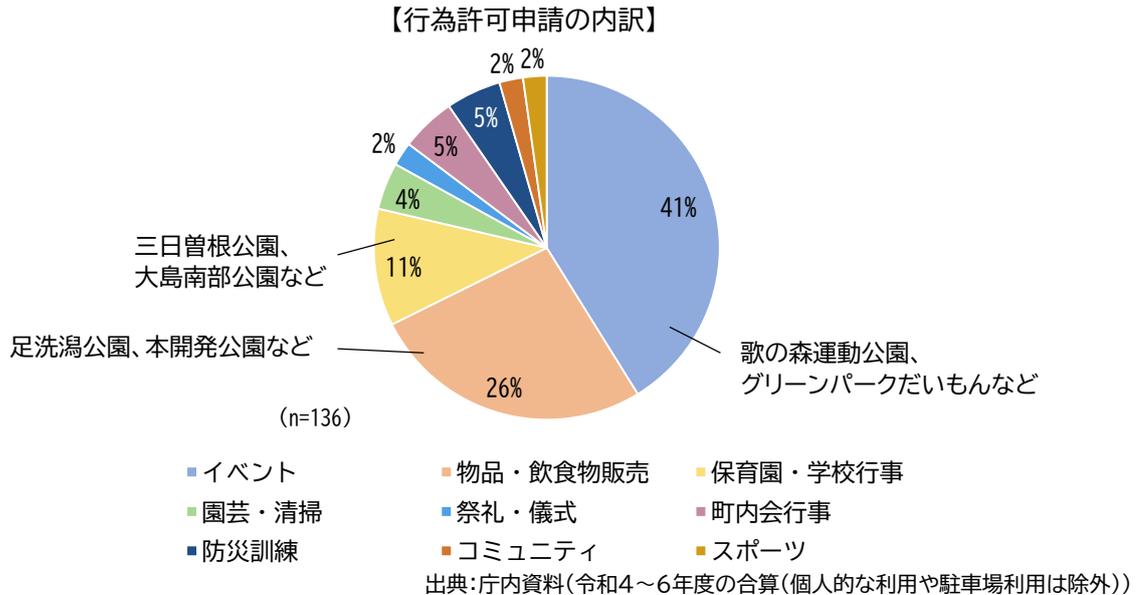
出典：庁内資料(令和7年4月1日時点)

7. 公園緑地の利活用状況

公園緑地に対して申請される、行為許可申請及び設置・管理許可申請により、どのように公園緑地が利用されているかを定量的に整理します。

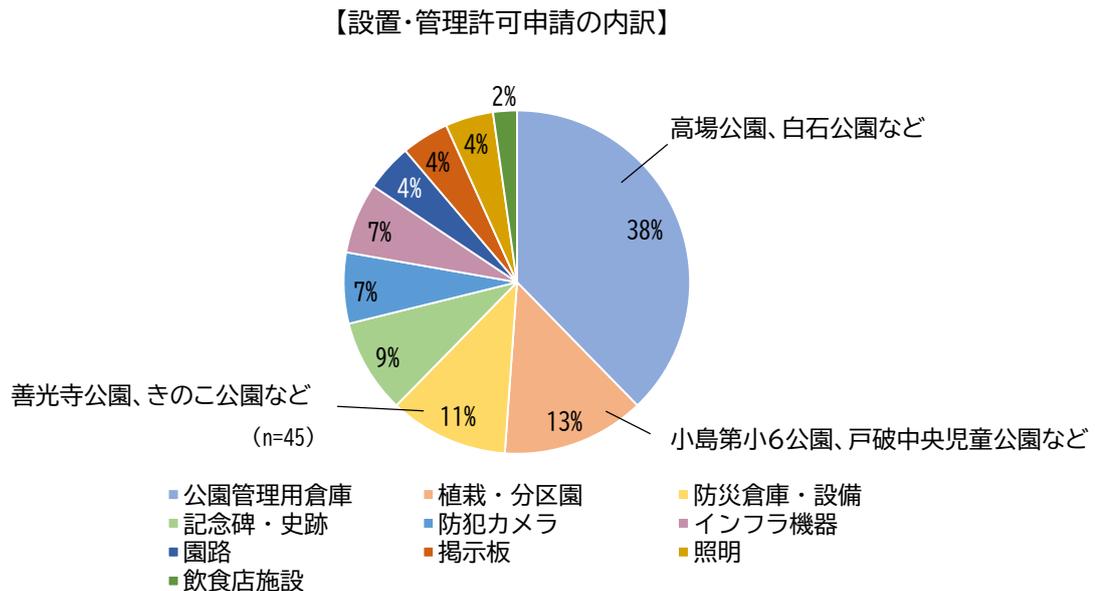
(1) 都市公園内行為許可申請

射水市都市公園条例第7条の規定により、公園緑地を使用したい場合に必要な申請です。過去3年間では、市内17箇所の公園緑地において136件の申請があり、イベントや物品・飲食物販売の申請がここ数年で増加し、申請数の約7割を占めています。



(2) 公園施設設置・管理許可申請

射水市都市公園条例第2条の規定により、公園管理者以外の者が、施設を設置・管理する場合に必要な申請です。市内32箇所の公園緑地に45件の申請があり、公園管理用倉庫が申請数の約4割で最も多くなっています。



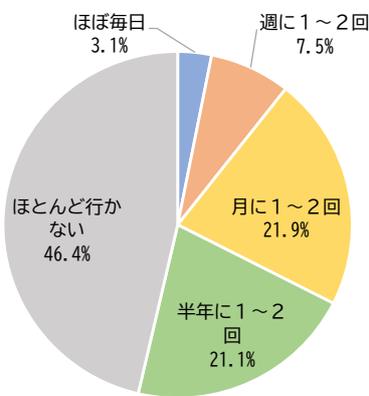
8. 市民の利用状況や意向について

「射水市緑の基本計画」の策定に伴い、満18歳以上の射水市民2,500人を対象に、身近な地域における緑や公園に関して、住民意向調査(令和5年9月実施)をしました。その中から、身近な公園緑地の利用状況や再編に対する意向についての質問項目を抜粋し、現況の公園緑地に対するニーズを把握します。

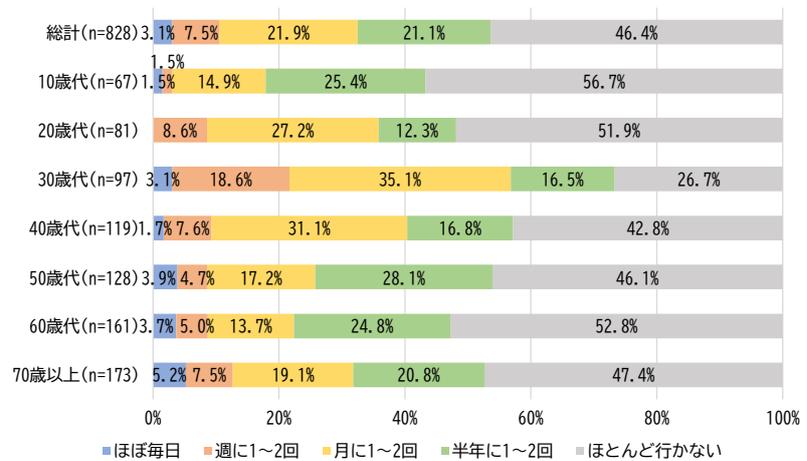
(1) 公園に行く頻度

「ほとんど行かない」が約半数を占めており、次いで「月に1~2回」が21.9%、「半年に1~2回」が21.1%となっています。年代別に見ると、30歳代は他の年代と比較して公園に行く割合が高くなっています。

【公園に行く頻度(全体)】

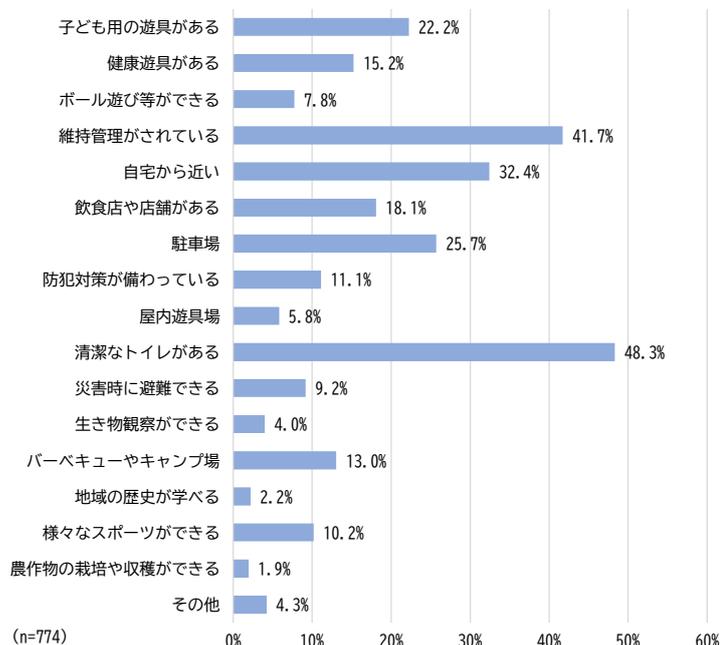


【公園に行く頻度(年代別)】



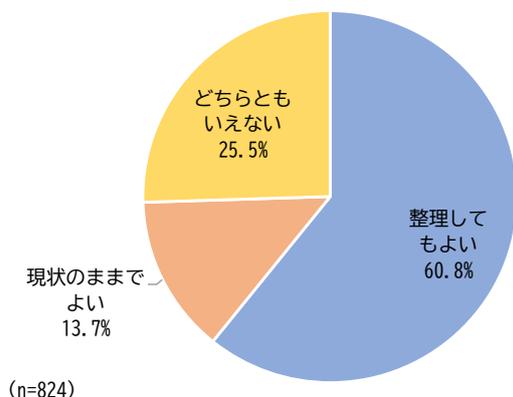
(2) 身近な公園や広場に行きたくなる(行く頻度が上がる)要素(3つまで回答)

「清潔なトイレがある」が48.3%と最も多く、次いで「維持管理がされている」が41.7%、「自宅から近い」が32.4%となっています。



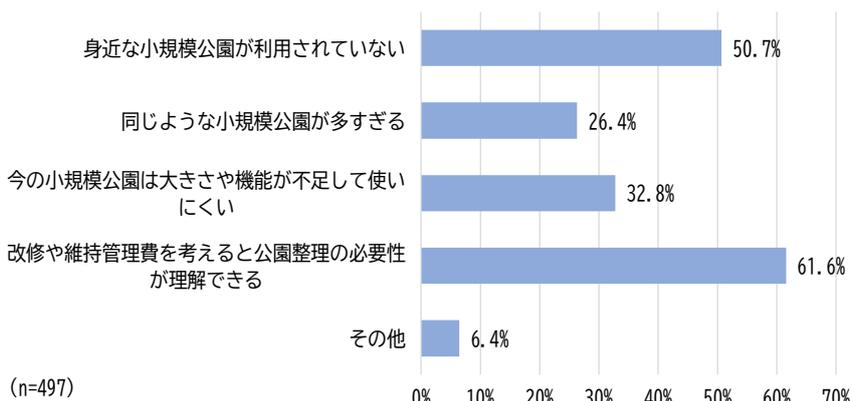
(3) 公園をまとめたり、ニーズに応じた機能にリニューアルすることに対する意向

「整理してもよい」が60.8%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が25.5%、「現状のままでよい」が13.7%となっています。



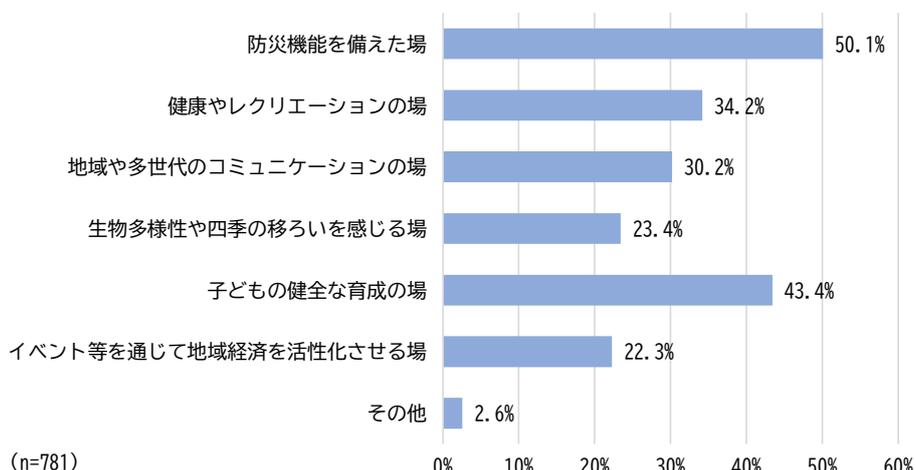
(4) (3)で「整理してもよい」を選択した理由

「改修や維持管理費を考えると公園整理の必要性が理解できる」が61.6%と最も多く、次いで「身近な小規模公園が利用されていない」が50.7%、「今の小規模公園は大きさや機能が不足して使いにくい」が32.8%となっています。



(5) 身近で利用されていない公園や広場等の効果的な活用方法

「防災機能を備えた場」が50.1%と最も多く、次いで「子どもの健全な育成の場」が43.4%、「健康やレクリエーションの場」が34.2%となっています。



9. 現況と課題の整理

本市の公園緑地における現況から課題を整理します。

【項目】	【現況】	【課題】
人口	・人口減少や少子高齢化が進行しており、今後もこの傾向が続く見込みである。	→ ①公園緑地の維持管理においても担い手不足が懸念される。
整備	・一人当たりの都市公園面積 24.6 m ² /人であり、県平均の 16.2 m ² /人と比較して約 1.5 倍大きくなっている。	→ ②県平均と比較して都市公園が充実しているが、人口減少の進行により、一人当たりの都市公園面積が増加し住民の負担が増えるため、配置や規模などを見直す必要がある。
配置	・公園緑地数の約9割で誘致圏の重複がみられる。	→ ③公園緑地の近接配置により、利用されていない公園緑地が顕在化しているため、用途や機能の見直しにより効率的な配置が求められる。
設置経過年数	・公園緑地数の約7割が設置から 30 年以上経過している。	→ ④公園緑地の設置から年数が経ち、公園施設の老朽化が進んでいると推測される。
公園施設	・半数以上の公園緑地に遊具が設置されている。 ・老朽化した公園施設が多数存在している。修繕・更新・撤去は順次行われている。	→ ⑤遊び用途の公園緑地が近接していくつも配置されていたり、公園用途が利用者ニーズと一致していない可能性がある。 ⑥老朽化により対応が必要な施設数が増加していることから、主要施設の方針を定め、計画的な管理が必要である。
維持管理費	・植栽の管理や老朽化に伴う施設の修繕・更新にかかる費用は、年間約 2億円程度で推移している。	→ ⑦今後も人件費や物価高騰の影響を受けた増加傾向が推測され、限られた財源で今後も維持管理コストを賄えるかが不透明である。

【項目】	【現況】	【課題】
日常管理	<ul style="list-style-type: none"> ・公園緑地数の7割以上が地域型市民協働事業及びアダプトプログラムにより草刈りなどの日常管理がされている。 ・植栽の管理は業務委託により実施されているが、成長しすぎた樹木の管理が追いついていない。 	<p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑧担い手の高齢化や活動の継続性を考慮すると、管理負担の軽減が必要である。 ⑨植栽や樹木の数や配置の整理が必要である。
利活用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹的な公園緑地は、イベントなど不特定多数の利用を目的とした利用がある一方で、規模を問わず学校や地域行事などで近隣住民の利用を目的とした利用がある。 ・申請を伴う利用がない公園緑地は、利用状況の実情把握が困難である。 ・公園緑地は公園管理用または防災倉庫、分区園、防災設備や記念碑などの設置場所として活用されている。 	<p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑩詳細な利用状況や地域住民ニーズを把握し、公園緑地の必要性や機能などの整理が必要である。
市民ニーズ (アンケートより)	<ul style="list-style-type: none"> ・公園に行く頻度は低いが、清潔なトイレであることや、維持管理がされていれば公園に行く頻度が上がると回答している。 ・回答者の約6割が「利用されていない公園を整理してもよい」と回答している。 ・利用されていない公園や広場等の活用方法として、防災機能を備えた場や子どもの健全な育成の場とすることが求められている。 	<p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑪行きたくなる公園緑地となるよう、公園施設の充実や維持管理の改善が必要である。 ⑫地域住民の合意形成を図りつつ、地域性や世代、利用状況に応じた公園緑地の機能分担、再編・統廃合を検討する必要がある。

第3章 公園緑地の再編に向けて

1. 公園緑地の効果とは

公園緑地の効果は、一般的に存在効果と利用効果に大別されます。存在効果は、公園緑地が存在することによって、都市機能、都市環境等都市構造上にもたらされる効果であり、利用効果は、公園緑地を利用する都市住民にもたらされる効果のことです。

【公園緑地の効果】

分類	内容	
存在効果	都市形態規制効果	無秩序な市街化の連担の防止等都市の発展形態の規制・誘導
	環境衛生的効果	ヒートアイランドの緩和等都市の気温の調節、騒音・振動の吸収、防風、防塵、大気汚染防止、省エネルギー効果等
	防災効果	大規模地震火災時の避難地、延焼防止、爆発等の緩衝、洪水調節、災害危険地の保護等
	心理的効果	みどりによる心理的安定効果、美しく潤いのある都市景観、郷土に対する愛着意識の涵養
	経済的効果	みどりの存在による周辺地区への地価上昇等の経済効果、地域の文化・歴史資産と一体となった緑地による観光資源等への付加価値
	自然環境保全効果	
	生物の生息環境保全効果	
利用効果	休養・休息の場	
	子どもの健全な育成の場	
	競技スポーツ、健康運動の場	
	教養、文化活動等様々な余暇活動の場	
	地域のコミュニティ活動、参加活動の場	

存在効果



緑の適切な配置による良好な街並みの形成



緑陰の提供、気温の緩和、大気汚染の改善



省エネルギー化
(屋内外の気温の調節)



延焼の遅延や防止



災害時の避難場所



流出量の調整・洪水の予防



都市景観に潤いと秩序を与える



行楽・観光の拠点

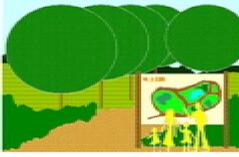


生物の生息環境

利用効果



休養・休息の場



教養、文化活動等様々な余暇活動の場



子供の健全な育成の場・競技スポーツ健康運動の場

出典：公園緑地マニュアル令和5年度版

2. 基本方針

前章の現況と課題の整理及び公園緑地の効果を踏まえ、本市で管理する公園緑地の機能分担、再編・統廃合など、機能再編に向けた基本的な考え方を下記に示します。

基本方針1 多様なニーズに応じた特色ある公園づくりの推進

関連する課題：⑤、⑩、⑪、⑫

- ・利用者ニーズ調査などにより公園緑地ごとの使われ方を把握し、より多様な地域・年代に利用される賑わいある公園緑地を目指します。
- ・機能再編を地域住民とともに進め、地域特性や利用者ニーズに応じた特色ある公園づくりを推進します。
- ・遊び・交流・防災・環境など多様な機能をバランス良く充実・強化させることでストック効果を高め、魅力ある公園づくりを目指します。

基本方針2 公園緑地の再編による維持管理コストの適正化

関連する課題：①、④、⑥、⑦、⑧、⑨

- ・公園緑地の配置や公園施設の設置数を評価・整理し、計画的に修繕・更新・撤去を進めることで、維持管理コストの適正化を目指します。
- ・大型遊具の更新などの大規模な支出が特定の期間に集中しないよう、計画的な投資を行い、財政負担の平準化を図ります。

基本方針3 持続可能な公園管理体制の構築

関連する課題：②、③、⑧、⑩、⑫

- ・公園緑地の機能分担、再編・統廃合により、本市が将来にわたって継続的に管理が行き届く配置や規模を目指します。
- ・地域住民が主体的に身近な公園緑地について検討する機会を創出することにより、地域住民にとっても管理しやすく、愛着の醸成につながる事業を目指します。

3. 再編の考え方

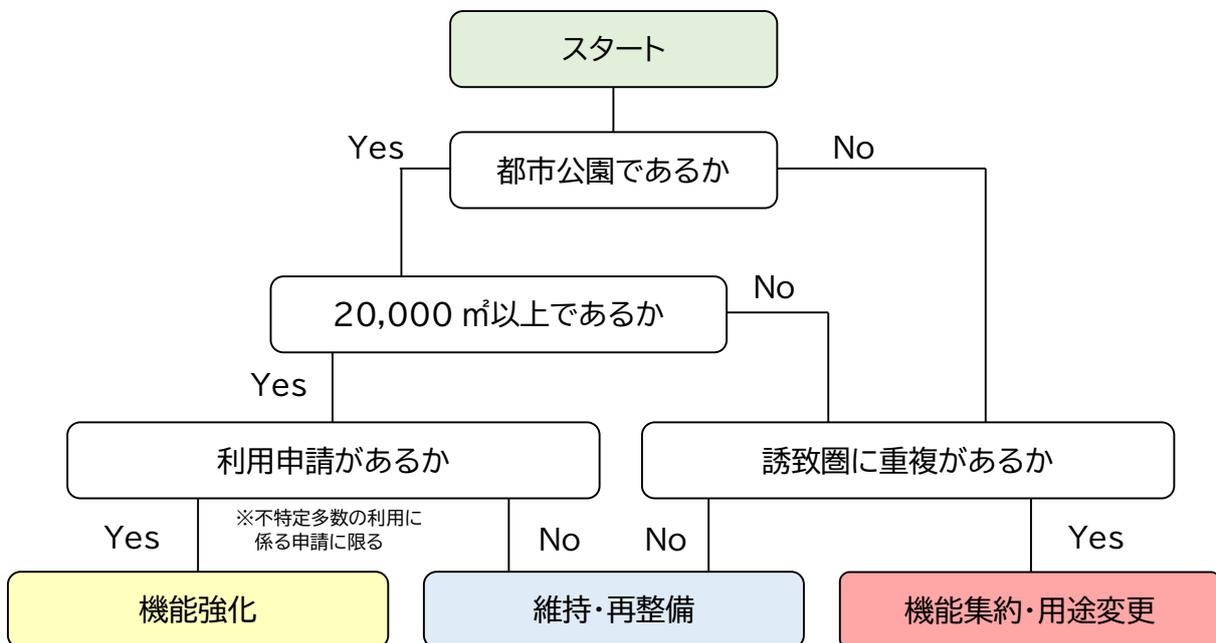
公園緑地の再編にあたっては、公園緑地の規模や利用状況などを踏まえ、見直しの方向性を「機能強化」、「維持・再整備」、「機能集約・用途変更」の3つに分類します。

「機能集約・用途変更」に該当する公園緑地に対しては、さらに公園緑地の充足状況や経過年数及び誘致圏内の人口を基に評価を行い、再編の優先度を設定します。

また、公園緑地の主要施設である遊具、トイレ、パーゴラ・東屋についても、社会情勢の変化に伴い、効果的かつ持続可能な公園管理の運営が求められることから、見直しの方向性ごとに再編方針を定めます。

(1)見直しの方向性

各公園緑地における見直しの方向性を以下のフローによって判定します。

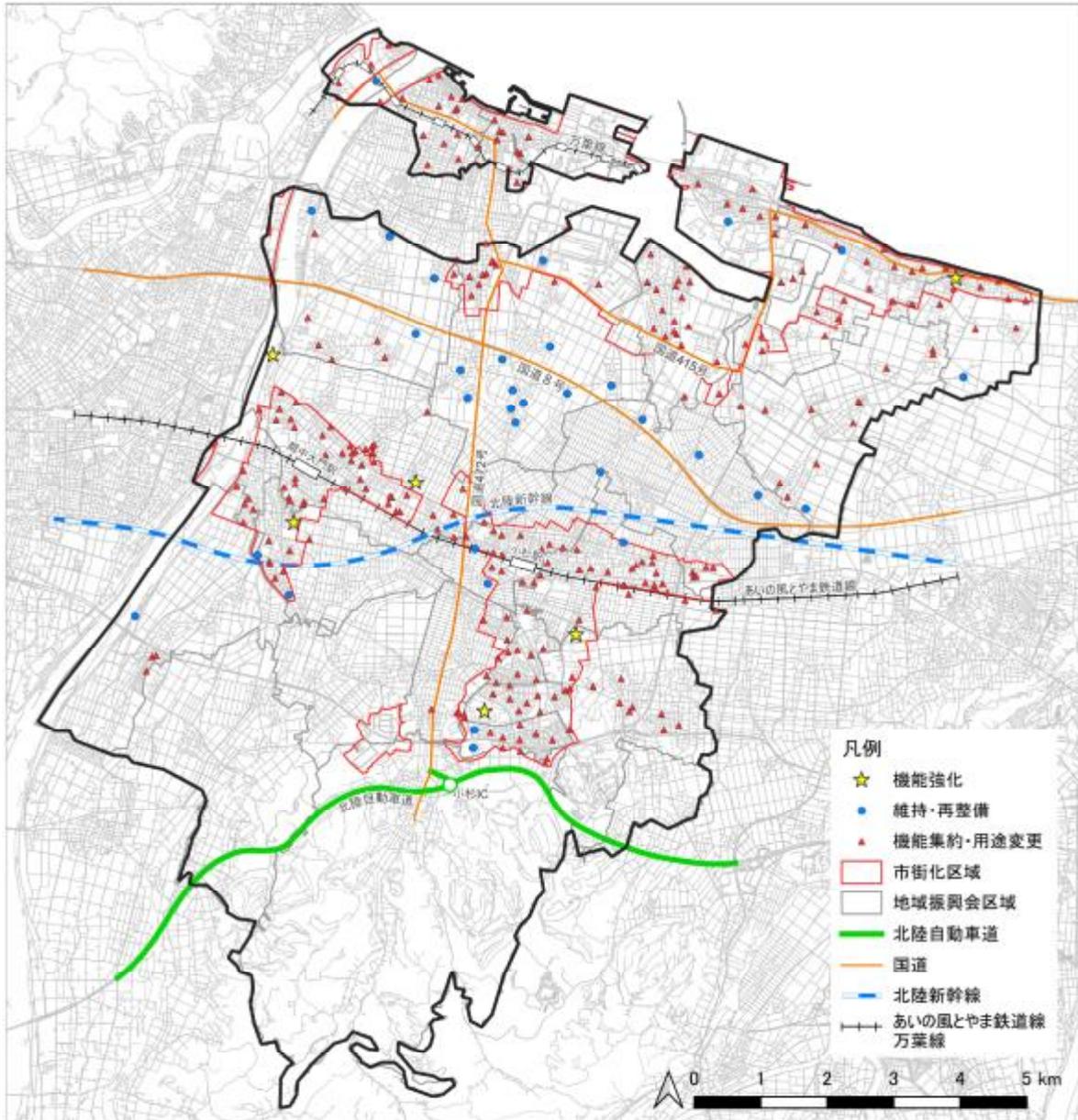


【条件設定の意図】

条件	意図(ねらい)
都市公園であるか	都市公園法に基づき整備された都市公園かを確認する。
20,000 m²以上か	近隣公園の標準規模である 20,000 m²以上の面積規模の場合、広域からの利用も想定し、維持管理や機能強化を行っていく必要があるとみなす。
利用申請※1 があるか	イベント開催など不特定多数の目的で利用されている公園緑地かを把握する。
誘致圏に重複があるか	地域内の公園で利用に偏りがあることが想定されるため、公園緑地が近接しているか配置を確認する。

※1 都市公園内行為許可申請があった公園(令和4～6年度)のうち、地域コミュニティ活動やマルシェなど不特定多数の利用目的で申請があった公園(個人的な利用や駐車場利用は除外)

【判定別にみた公園緑地の分布】



見直しの方向性	内容	公園緑地数
機能強化	近隣に居住する者の利用だけでなく、広域からも利用される重要度が高い公園緑地と捉え、現況の公園機能を維持するだけでなく、新たな機能を持つ施設の新設や改築を行うことで、魅力向上を図る。	6 (0)
維持 再整備	当該公園緑地が位置する街区に居住する者の利用を目的に、現況の公園機能や施設を維持する。また、必要に応じて利用状況や地域のニーズ・実情に合わせた再整備を行う。	32 (23)
機能集約 用途変更	地域のニーズを踏まえ、機能の分担・集約や、縮小・廃止による用途変更などにより、公園ストックの最適化と再編を図る。	264 (129)
	合計	302 (152)

※()内はその他公園の内数を示す

(2)公園緑地の再編の優先度

見直しの方向性で「機能集約・用途変更」に該当する 264 箇所の公園緑地において、以下の3つの項目により評価し、再編の優先度を決定します。

各項目における課題が多いほど配点を低く設定し、合計評価点が低いほど再編の優先度が高い公園緑地とします。

【評価方法】

評価項目	評価基準	評価点	考え方
1 充足状況 (誘致圏の重複数) 対象の公園緑地を含めた誘致圏内の公園緑地の最大重複数	4以上	1点	近接する公園緑地が多いと、同種の遊具が複数公園に設置されているなど非効率な配置になっていることや、利用頻度の偏りが顕在化していることが推測されるため。
	3	2点	
	2	3点	
	1	4点	
2 経過年数 設置年数がわからないものは、設置施設のうち最も古い設置年を採用	50年以上・不明	1点	老朽化が進んでいる公園は、ストック再編の優先度が高いと推測されるため。
	40年以上50年未満	2点	
	30年以上40年未満	3点	
	20年以上30年未満	4点	
	10年以上20年未満	5点	
	10年未満	6点	
3 誘致圏内の人口 国勢調査基本単位区の人口を誘致圏の面積で按分	100人未満	1点	誘致圏内の人口が多いほど、再編後も多くの公園利用者が見込めるため。
	100～199人	2点	
	200～299人	3点	
	300人以上	4点	

【評価結果】

合計評価点	公園緑地数	再編の優先度
3点	4(4)	高
4点	13(11)	
5点	40(32)	
6点	41(11)	中
7点	65(22)	
8点	51(29)	
9点	31(12)	低
10点	15(6)	
11点	4(2)	
合計	264(129)	※()内はその他公園の内数を示す

(3)主要施設の再編方針

公園緑地の主要施設(遊具、トイレ、パーゴラ・東屋)について、次のとおり見直しの方向性ごとに再編方針を定め、必要性、利用状況、施設の老朽度などを総合的に判断し、主要施設の再編に取り組みます。

【主要施設の再編方針】

施設	見直しの方向性		
	機能強化	維持・再整備	機能集約・用途変更
遊具	重点的かつ計画的に更新・新設	計画的な更新・新設	機能分担や集約、撤去
トイレ	更新または機能強化	計画的な更新	撤去
パーゴラ・東屋	更新または機能強化	計画的な更新	撤去

※各施設の再編方針は、地域と協議した上で決定する。

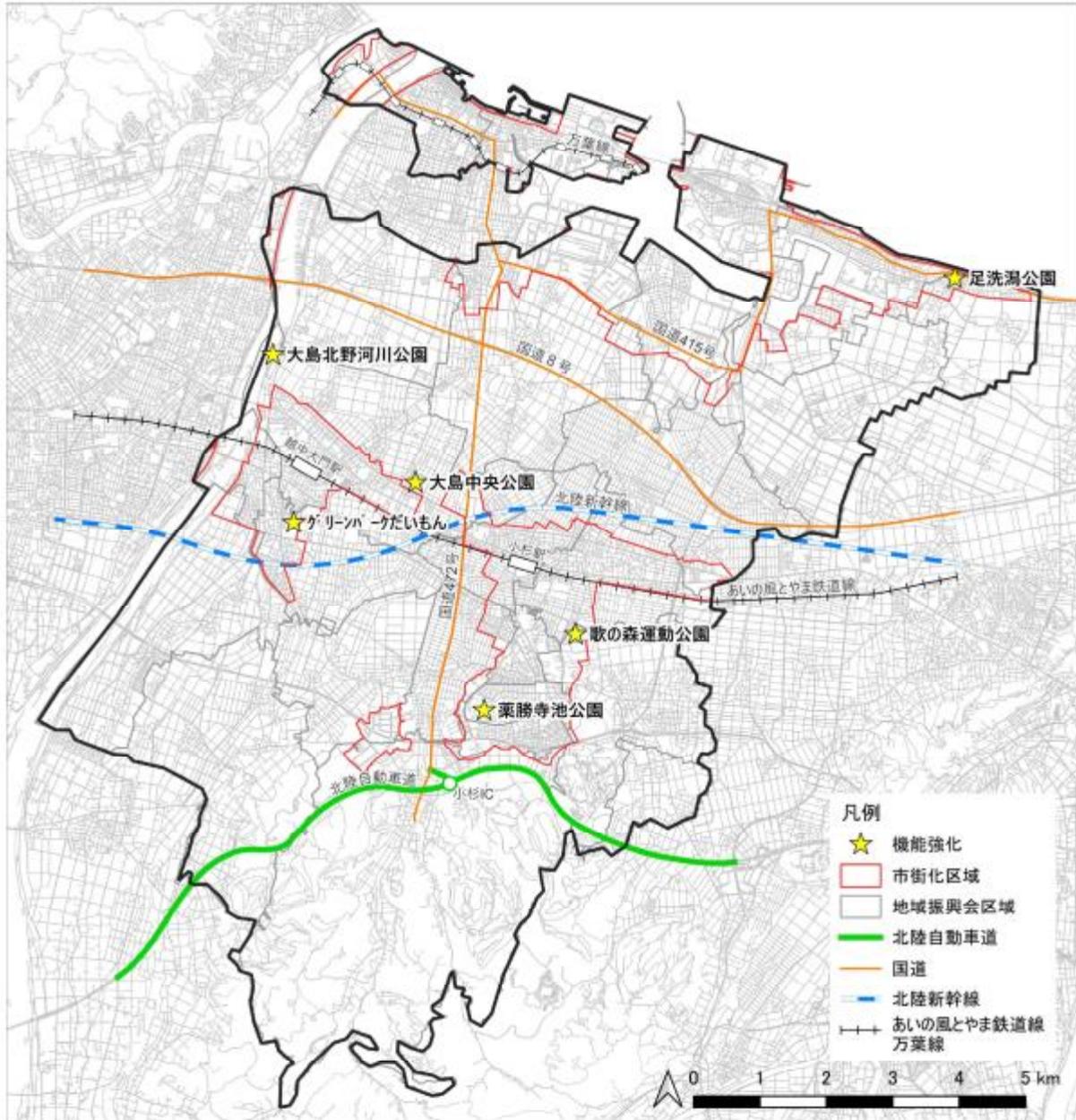
4. 今後の取組

(1) 見直しの方向性ごとの取組内容

見直しの方向性ごとの主な取組内容は次のとおりであり、地域と丁寧に協議しながら、段階的に取り組めます。

1) 機能強化

【機能強化に判定された公園緑地の分布】

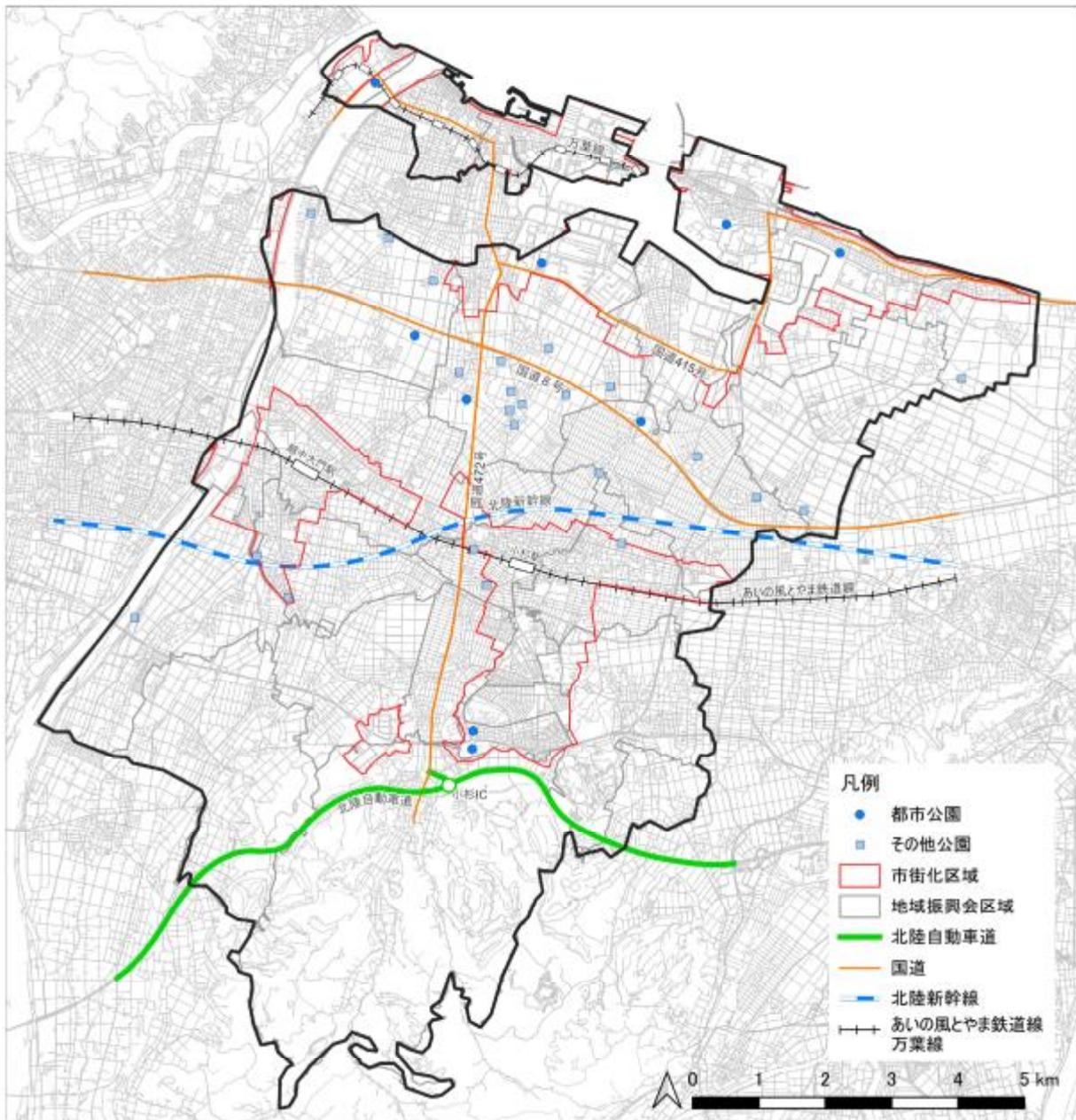


主な取組内容

- ・インクルーシブな遊具や健康遊具など様々な利用目的に応じた遊具整備
- ・歩きやすい園路、屋内遊具場、水遊びができる施設など利用価値を高める機能の追加
- ・駐車スペースや休憩施設の増設、トイレなど便益施設の更新
- ・イベントなどで活用できる多目的スペースの再整備
- ・安全性・快適性に配慮した施設整備やフェンス、側溝蓋の設置
- ・防災機能を高める施設の整備

2)維持・再整備

【維持・再整備に判定された公園緑地の分布】

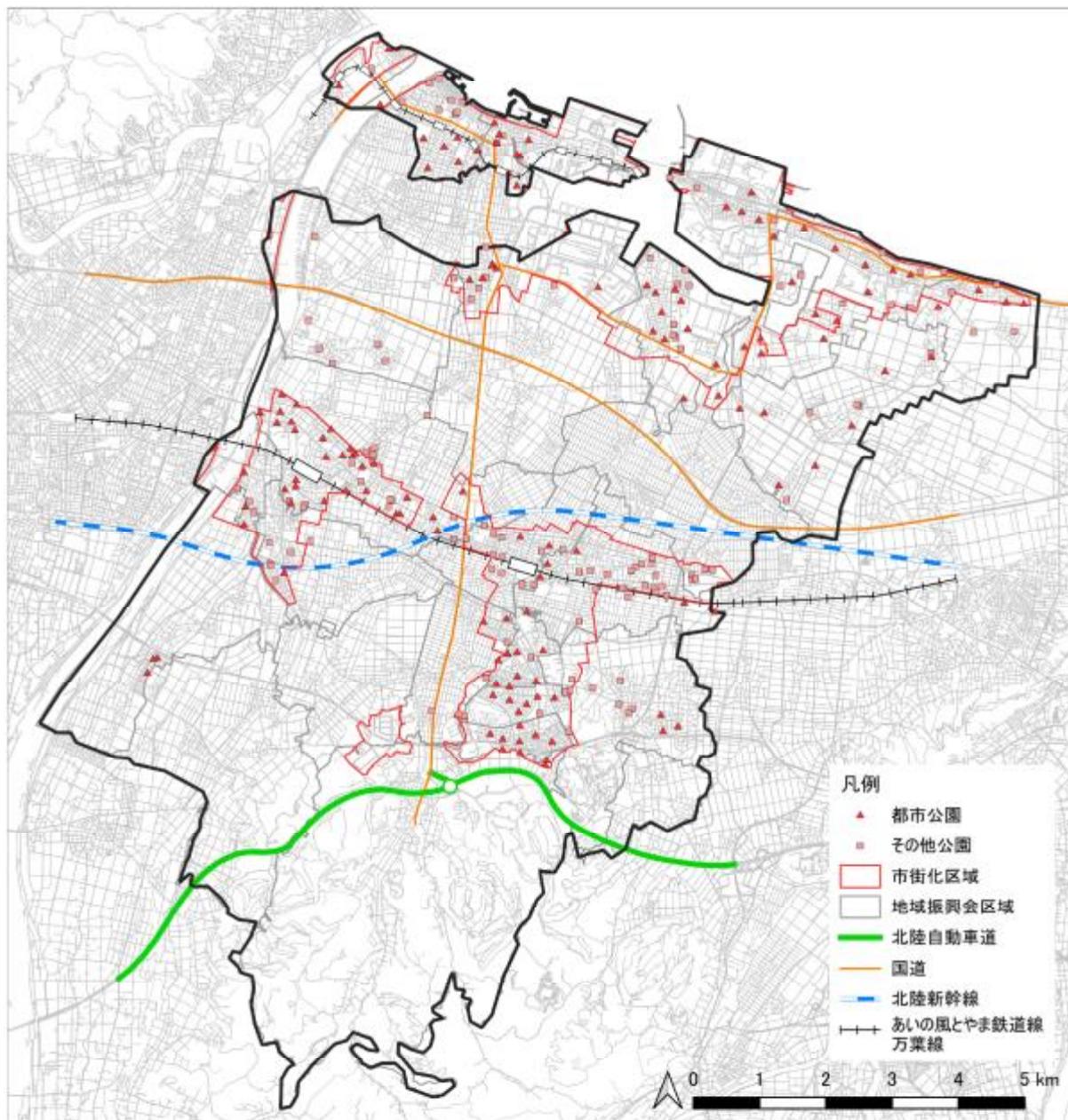


主な取組内容

- ・遊具、トイレ、パーゴラ・東屋など老朽化施設の計画的な更新
- ・成長しすぎた植栽の計画的な管理
- ・安全性・快適性に配慮した施設整備やフェンス、側溝蓋の設置

3)機能集約・用途変更

【機能集約・用途変更に判定された公園緑地の分布】



主な取組内容

- ・周辺で重複する遊具や広場の集約
- ・コミュニティセンターや集会所周辺での駐車場化など、地域の実情に応じた用途変更
- ・高齢化が進む地域における維持管理しやすい施設整備の検討
- ・活用されていない公園緑地の統廃合や規模縮小の検討
- ・観光エリア周辺など駐車場が不足するエリアにおける多目的な活用の検討
- ・保育園の周辺など、必要性が高い公園緑地への機能集約
- ・企業団地内など立地特性に応じた用途変更や施設整備の検討

(2)再編の進め方

再編の個別計画の策定については、以下の手順で行います。

1. 対象エリアの抽出

「機能集約・用途変更」に該当する公園緑地が密集している地域を、再編の実施エリアとして設定します。

2. 実施エリア内の公園緑地における利用状況などの把握

各公園緑地の利用頻度や困りごと、必要な機能などを把握するために、地域住民へアンケート調査等を実施します。また、子育て世代や高齢者、保育所・小学校、地域振興会など多様な世代や関係機関の方々と必要に応じて対話の機会を設けます。

3. 個別計画(素案)の検討

地域住民へのアンケート調査や対話で得られた内容を、関係部局と連携しながら、法的・技術的・予算的な制約を整理し、具体的な個別計画の素案を作成します。

4. 具体的な個別計画の策定

個別計画(素案)をもとに、地域振興会など関係者との合意形成を図り、各公園緑地の具体的な個別計画を決定します。

5. 再編の実施

個別計画に基づき、整備を実施します。各公園緑地の再整備にあたっては、近隣住民や関係機関と連携しながら段階的に取り組みます。

6. 効果検証

対象エリアにおける公園緑地の再整備が完了した時点で、公園緑地の再編による利用頻度や地域住民の意識の変化などの効果を検証し、他エリアでの効果的な再編事業につなげます。

(3)実現に向けて

公園緑地の再編にあたり、見直しの方向性や再編の優先度を客観的に評価した結果、太閤山地域など都市計画法や土地区画整理法に基づく宅地造成が行われた地域では、誘致圏の重複が多くみられ、再編の優先度が高い公園緑地が密集しています。このような地域を念頭に置きながら、本計画で定めた方針や評価及び財政面を考慮しつつ、地域と丁寧に協議しながら、段階的に取り組みます。

また、公園ストック全体の最適化を目指すため、公園緑地数や機能、施設数の縮小や縮減が必須である一方、公園緑地への遊具の新設や園路・広場の更新を含めた機能の充実、複数の小規模公園を集約した新たな中規模公園の新設も必要に応じて検討します。

その他、都市計画法や土地区画整理法に基づき整備される開発公園や、国土強靱化計画など関連計画に基づき、政策的に整備される公園緑地については、既存の公園緑地を含めながら、施設内容を検討します。

5. 目標設定と計画の進行管理

(1)再編の目標指標

本計画で対象とする公園緑地 302 箇所において、ストック再編(公園緑地の機能分担、再編・統廃合)に着手した公園緑地の箇所数を目標指数として設定します。

【目標指標】

指標	現況 令和7年度	中間年次 令和15年度	目標年次 令和25年度
ストック再編に着手した公園緑地数	—	30 箇所	60 箇所

(2)本計画の管理と見直しについて

本計画は、令和25(2043)年度が目標年次となっていますが、社会情勢の変化や、計画を推進していく上で得られる知見や新たな課題などを踏まえ、射水市緑の基本計画等の関連計画の見直しにあわせ、本計画も定期的に検証・見直しを行うことを想定します。

上下水道事業経営委員会への諮問について

1 趣旨

幅広い分野からの意見を取り入れるため、委員数を5名から10名以内に拡充した射水市上下水道事業経営委員会に事業運営の在り方及び適正な料金水準の設定について諮問するもの。

2 諮問事項

(1) 持続可能な上下水道事業の運営の在り方

水道及び下水道事業ビジョンに示す事業運営方針と具体的な事業計画についての審議

(2) 適正な上下水道料金水準の設定

事業計画の推進に必要な料金水準についての審議

3 審議スケジュール等

- ・ 諮問時期 令和8年4月
- ・ 審議期間 令和8年4月～令和9年3月

4 経営委員会名簿

(R8.2.1 現在 50音順)

No	氏名	団体名等	役職	備考
1	板山 浩一	社会福祉法人射水市社会福祉協議会	常務理事	新
2	小杉 奈津子	射水商工会議所女性会	会長	
3	塩見 一三男	国立大学法人富山大学	教授	新
4	高田 秋男	射水市地域振興会連合会	常任理事	
5	田中 悟史	株式会社日本政策投資銀行富山事務所	所長	新
6	端 昭彦	富山県立大学	准教授	
7	福島 晃	北陸税理士会高岡支部	制度部長	
8	福田 靖子	射水市食生活改善推進協議会	会長	
9	森 由佳子	アルビス株式会社	部長	新
10	公募委員			新

富山県西部6市における上下水道事業の情報システム連携について

1 趣旨

水道事業及び下水道事業を将来へ健全な状態で持続させるため、富山県西部6市の情報システムの広域連携について「上下水道事業の情報システム連携に関する基本協定」及び「上下水道料金システム連携に関する詳細協定」を締結し、事業の効率化を図る。

2 締結日

令和8年2月12日

3 協定の概要

(1) 上下水道事業の情報システム連携に関する基本協定

各市の上下水道事業に係る情報システムの広域連携により事業運営基盤強化等を図るための調査及び研究を行う体制を整備するもの。

(2) 上下水道料金システム連携に関する詳細協定

上下水道料金システムの共同利用より、各市のコスト削減と耐災害性の向上等を目指すことを定めるもの。なお、費用負担等の詳細については、事業の進捗状況により別途定める。

4 上下水道料金システムの共同利用スケジュール

【第1段階 施設の共同化】

クラウド型の6市共同サーバ構築期間 令和8～9年度

クラウド型の6市共同サーバ利用開始 令和10年度～

【第2段階 管理の一体化】

6市共同ソフトウェアの構築検討開始 令和10年度～

5 本市における具体的な作業

本市の上下水道料金システムについては、既に共同サーバを構築するクラウド基盤（水道情報活用システム）で運用していることから、第一段階においては、附帯する下水道受益者負担金システムのクラウド基盤への移行作業が主たる作業となる。

令和8年度 水道水質検査計画(案)について

本計画は、水道法及び富山県水道水質管理計画に基づき、毎事業年度の開始前に水質検査項目や検査頻度を定めた「水道水質検査計画」を策定し、計画的に水質検査を行い、その詳細を市のホームページで公表しています。

1 水道事業の概要

(1) 給水状況

	令和6年度	令和5年度	増減
給水人口	89,180人	89,998人	△ 818人
普及率	99.3%	99.3%	0.0%
1日平均給水量	29,296 m ³	28,677 m ³	619 m ³
1日最大給水量	37,992 m ³	40,964 m ³	△ 2,972 m ³
年間給水量	10,693,168 m ³	10,495,617 m ³	197,551 m ³

(2) 取水能力

ア 県受水（富山県西部水道用水供給事業）

和田川協定水量	20,000 m ³ /日
子撫川協定水量	最大受水量 13,400 m ³ /日
合 計	33,400 m ³ /日

イ 自己水源（井戸、次亜塩素滅菌）

布目配水場	認可水量
布目1号井（深井戸）	2,000 m ³ /日
布目6号井（深井戸）	2,500 m ³ /日
合 計	4,500 m ³ /日

広上取水場	認可水量
広上1号井（浅井戸）	2,000 m ³ /日
広上2号井（深井戸）	3,000 m ³ /日
広上3号井（深井戸）	3,000 m ³ /日
合 計	8,000 m ³ /日

2 水質検査項目及び検査頻度

水質検査採水地点



検査頻度		検査地点	検査項目
浄水	毎日検査	市内 10 箇所 (採水地点☆)	色・濁り・消毒の残留効果（自動計測）
	毎月検査	市内 10 箇所 (採水地点●)	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素の量）、PH、味、臭気、色度、濁度、鉄、カルシウム・マグネシウム等（硬度）の 11 項目
	年 4 回検査 (年 1 回検査)		法令で定めた 41 項目。過去の水質試験結果により一部の検査項目は、最大 3 年に 1 回に省略可能だが、安全確認のため年 1 回検査を実施 (令和 8 年度より PFOS 及び PFOA 追加)
原水	毎月検査	広上 1 号井 (採水地点▲)	クリプトスポリジウム指標菌
	年 4 回検査		クリプトスポリジウム
	年 1 回検査	自己水源 2 施設 (5 箇所)	消毒副生成物等を除く水質基準項目 38 項目 (厚生労働省健康局水道課長通知に基づく)
	年 1 回検査	布目 6 号井及び 広上 2 号井 (採水地点◆)	水質管理目標設定項目、農薬類 要検討項目は、隔年交互検査（富山県水道水質管理計画に基づく）
	隔年検査	広上 3 号井	ダイオキシン類（令和 8 年度実施）

令和 8 年度より水質基準項目に追加された有機フッ素化合物【PFOS 及び PFOA】を浄水については、3 月毎に 1 回検査し、原水については、年 1 回検査します。

※PFOS 及び PFOA の検査結果 令和 5・6・7 年度いずれも水質管理目標設定項目の基準値以下（測定値 < 0.000005mg/L）

令和 5 年度 布目 1 号井、広上 1 号井 令和 6 年度 布目 6 号井、広上 2・3 号井
令和 7 年度 布目 1・6 号井、広上 1・2・3 号井（原水）

中伏木末端監視局、本江末端監視局（浄水）



射水市上下水道部

令和 8 年度

水道水質検査計画(案)



鳥越調整場



上野調整場



布目配水場



広上取水場



紫外線処理装置

目 次

	頁
1. はじめに	1
2. 水道事業の概要	1
3. 水源の状況及び原水の水質状況	2
4. 水質検査の基本方針	2
5. 水質検査項目及び検査頻度	3
6. 臨時の水質検査について	4
7. 水質検査の方法	4
8. 水質検査機関	5
9. 水質検査結果の評価	5
10. 水質検査の精度と信頼性保証	5
11. 水質検査計画及び検査結果の公表	5
12. 関係機関との連携	5
※ 参照図表	6～11

1. はじめに

射水市水道事業では、『安心安全で、おいしい水づくり』のため、水道法及び富山県水道水質管理計画に基づき、毎事業年度の開始前に水質検査項目や検査回数等を定めた『水道水質検査計画』を策定し、計画的に水質検査を行います。

2. 水道事業の概要

(1) 給水状況（令和6年度）

給水人口	89,180 人
普及率	99.3 %
1日平均給水量	29,296 m ³
1日最大給水量	37,992 m ³
年間給水量	10,693,168 m ³

(2) 取水能力（令和8年度）

ア 県受水（富山県西部水道用水供給事業）

和田川協定水量	20,000 m ³ /日
子撫川協定水量	最大受水量 13,400 m ³ /日
合 計	33,400 m ³ /日

イ 自己水源（井戸、次亜塩素滅菌）

布目配水場	認可水量
布目1号井（深井戸）	2,000 m ³ /日
布目6号井（深井戸）	2,500 m ³ /日
合 計	4,500 m ³ /日

広上取水場	認可水量
広上1号井（浅井戸）	2,000 m ³ /日
広上2号井（深井戸）	3,000 m ³ /日
広上3号井（深井戸）	3,000 m ³ /日
合 計	8,000 m ³ /日

3. 水源の状況及び原水の水質状況

本市の水源は、前述のとおり富山県西部水道用水供給事業による2系統の県受水と、自己水源として布目配水場と広上取水場に5箇所の井戸を保有しています。

(1) 県受水は、庄川水系和田川の表流水を水源として富山県企業局和田川水道管理所で適切に水質管理されています。

また、受水地点である日の宮受水場、上野調整場及び鳥越調整場で県受水の水質検査を年1回実施し、安全であることを確認します。

(2) 広上自己水源の広上1号井は、浅井戸のためクリプトスポリジウムによる汚染が危ぐされることから、平成22年度に紫外線照射装置を設置し対応しています。

(3) 布目及び広上水源は、水田に隣接しているため農薬散布による農薬類の汚染にも注意が必要です。

この対策として、水源近隣に散布した農薬類を調査し、農薬成分を10項目にしぼって検査します。

(4) 自己水源は概ね良好な状態であり、浄水についても水質基準を下回っているため、安全で良質な水源であるといえます。

4. 水質検査の基本方針

(1) 浄水について

ア 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている毎日水質検査項目及び水質基準項目とします。

イ 検査地点は、水質基準が適用される給水栓の水とします。

(ア) 毎日水質検査

配水池等の重要施設と末端及び配水系統毎の10箇所を選定します。測定方法は、自動計測10箇所とします。

(イ) 水質基準項目（令和8年度よりPFOS及びPFOA追加）

配水池等の重要施設と管内の末端等、10箇所を選定します。

ウ 検査頻度は水道法に基づき、水源の種類やこれまでの検査結果により定めます。

ただし、水道法で検査頻度を3年に1回以上に省略できる水質基準項目についても、安全であることを確認するため、年1回以上の検査を実施します。

(2) 原水について

ア 検査項目は、水質基準項目（消毒副生成物を除く）、水質管理目標設定項目、要検討項目、クリプトスポリジウム、クリプトスポリジウム指標菌とします。

イ 検査地点

水質基準項目の検査地点は、自己水源5箇所の井戸とします。

その他の項目については、富山県水道水質管理計画によるものとします。

ウ 検査頻度

水質基準項目は、厚生労働省健康局水道課長通達に基づき年1回とします。その他の項目についても1年に1回とします。

以上(1)(2)の検査地点については別添図を参照、検査項目及び検査頻度は、別表1から別表5を参照。

5. 水質検査項目及び検査頻度

(1) 毎日検査項目(3項目)

色・濁り・消毒の残留効果を1日1回検査します。

(2) 水質基準項目(別表1、2)

水道法で検査頻度と基準値が定められ、基準値以下で給水することが義務づけられている52項目です。

ア 毎月行う検査

法令で定めた項目、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機炭素の量)、PH、味、臭気、色度、濁度及び富山県指導項目である鉄、カルシウム・マグネシウム等(硬度)の検査を毎月実施します。(11項目)

イ 3ヶ月毎に行う検査

法令で定めた41項目について検査を実施します。

これらの項目の中には、過去3年間の水質検査結果が基準値の1/5以下である場合は1年に1回以上、基準値の1/10以下である場合は3年に1回以上と検査回数を省略できるが、安全性を確認するために年1回検査を実施します。

(3) 水質管理目標設定項目(別表3、5)

ア 水道水を管理する上で留意すべき項目で、毒性や水道水からの検出量などの観点から、水質基準とするには及ばないが、測定・監視を続けることが望ましいとされる項目です。

イ 富山県水道水質管理計画に基づき採水地点を布目6号井と広上2号井とし、その地下水を1年に1回、全26項目のうち地下水に関係した13項目について検査します。

ウ 水質管理目標設定項目のうち農薬についても、布目配水場及び広上取水場の地下水を検査します。(農薬類の検査項目については、水源近隣に散布した農薬類を調査し全115項目のうち10項目を決

定します。)

(4) 要検討項目 (別表4)

- ア 毒性評価が定まらない、若しくは浄水中の存在量が不明等の理由から水質基準項目及び水質管理目標設定項目のいずれにも分類できない項目で、データを集めていくものとして定められた項目です。
- イ 富山県水道水質管理計画に基づき採水地点を布目6号井と広上2号井とし、その地下水を隔年交互に1回、全46項目のうち地下水に関係した26項目について検査します。(令和8年度 布目6号井で実施)
- ウ 要検討項目のうちダイオキシン類の検査については、県内に調査機関がないため、2年に1回検査します。(令和8年度 広上3号井で実施)

(5) クリプトスポリジウム指標菌等の検査

- ア 広上取水場1号井(浅井戸)においては、『「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」の一部改正について(令和元年5月29日 薬生水発0529第1号 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知)』に基づき、クリプトスポリジウム及びクリプトスポリジウム指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)の検査等を実施します。
- イ クリプトスポリジウム指標菌の検査は毎月、クリプトスポリジウムの検査は年4回実施します。

6. 臨時の水質検査について

臨時の水質検査は、次のような場合に行います。

- (1) 自己水源に異常があったとき
- (2) 浄水の色、濁り及び臭気等に原因不明の変化が生じる等、水質が著しく悪化したとき
- (3) 水道施設(送配水管含)が著しく汚染された恐れがあるとき
- (4) その他、水道技術管理者が必要であると指定したとき

以上、水質検査項目は基本的に全項目としますが、状況に応じて検査項目を決定します。

7. 水質検査の方法

(1) 検査方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により行います。

(2) 採水方法

検査試料の採水は受託事業者が行います。試料の容器等は、検査機関より貸与されたものを使用します。

(3) 試料の運搬

検査試料は、クーラーボックス等に入れ冷却し、破損防止の措置を施して運搬します。

8. 水質検査機関

水道法に基づく水質検査は、水道法第20条第3項に基づき、富山県和田川水道管理所に委託します。

また、富山県水道水質管理計画に基づく水道水源の水質監視地点の検査は、富山県衛生研究所へ委託します。

そして、射水市独自に行う水質検査については、厚生労働大臣登録検査機関に委託します。

9. 水質検査結果の評価

水質検査結果の評価については、検査毎に水質基準値の超過がないか確認し、基準値を超えている場合は、原因究明を行い必要な対応をします。

10. 水質検査の精度と信頼性保証

射水市が行う水質検査については、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣登録検査機関に委託して水質検査を行っていますが、水質検査の精度確認のため、また需要者に対する信頼性の保証を行うため、委託先が外部精度管理及び内部精度管理を実施し、適切に精度管理を行っているか書類等で確認します。

11. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画については、毎年見直しを行い、状況に応じその都度改正します。また、水質検査結果については、射水市ホームページで公表し請求があれば、射水市複写機等実費徴集要綱に基づき検査結果の写しを提供します。

12. 関係機関との連携

射水市は、一日の給水量の殆どを富山県西部水道用水供給事業から浄水として受水していますので、同事業と連絡を密にし、水質異常に即応できるよう体制を整備しています。

水質検査採水地点



別表1 水質基準項目及び基準値

番号	項目名	基準値	備考	区分	
1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。	病原生物による汚染の指標	健康に関連する項目	
2	大腸菌	検出されないこと。			
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。	無機物・重金属		
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。			
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。			
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。			
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。			
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下であること。			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下であること。			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること。			
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。			
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。			
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下であること。			一般有機物
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下であること。			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下であること。			
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下であること。			
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。			
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。			
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタタン酸(PFOA)	0.00005mg/L以下であること。			
21	ベンゼン	0.01mg/L以下であること。			
22	塩素酸	0.6mg/L以下であること。	消毒副生成物		
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下であること。			
24	クロロホルム	0.06mg/L以下であること。			
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること。			
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下であること。			
27	臭素酸	0.01mg/L以下であること。			
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下であること。			
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること。			
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下であること。			
31	ブロモホルム	0.09mg/L以下であること。			
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること。			
33	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること。	着色		水道水が有すべき性状に関する項目
34	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。			
35	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。			
36	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること。			
37	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること。	味		
38	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。	着色		
39	塩化物イオン	200mg/L以下であること。	味		
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下であること。			
41	蒸発残留物	500mg/L以下であること。	発泡		
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること。			
43	ジオスミン	0.00001mg/L以下であること。	かび臭		
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下であること。			
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること。	発泡		
46	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること。			
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下であること。	味		
48	pH値	5.8以上8.6以下であること。	基礎的性状		
49	味	異常でないこと。			
50	臭気	異常でないこと。			
51	色度	5度以下であること。			
52	濁度	2度以下であること。			

別表2 定期の水質検査項目、回数等

番号	項目名	省略可否	検査頻度			浄水の検査回数の設定理由	浄水			原水		
			法定頻度	実績による検査頻度	R8年度検査計画		月1回	1回/3月	年1回	1回/3月	年1回	
1	一般細菌	否	1回/月	←	←	検査回数の減不可項目	○				○	
2	大腸菌	否	1回/月	←	←		○					○
3	カドミウム及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○	
4	水銀及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
5	セレン及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
6	鉛及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
7	ヒ素及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
8	六価クロム化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
9	亜硝酸態窒素	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	否	1回/3月	←	←		検査回数の減不可項目	○				○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年		過去3年間に検査結果が1/10以下			○		○
12	フッ素及びその化合物	可	1回/3月	1回/1年	←	過去3年間の検査結果が1/5以下			○		○	
13	ホウ素及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○	
14	四塩化炭素	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
15	1,4-ジオキサン	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
17	ジクロロメタン	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
18	テトラクロロエチレン	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
19	トリクロロエチレン	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタナ酸 (PFOA)	可	1回/3月	1回/3年	1回/3月		令和8年度より追加		○			○
21	ベンゼン	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年		過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○
22	塩素酸	否	1回/3月	←	←	検査回数の減不可項目	□	○				
23	クロロ酢酸	否	1回/3月	←	←				○			
24	クロロホルム	否	1回/3月	←	←				○			
25	ジクロロ酢酸	否	1回/3月	←	←				○			
26	ジブromクロロメタン	否	1回/3月	←	←				○			
27	臭素酸	否	1回/3月	←	←			□	○			
28	総トリハロメタン	否	1回/3月	←	←				○			
29	トリクロロ酢酸	否	1回/3月	←	←				○			
30	ブromジクロロメタン	否	1回/3月	←	←				○			
31	ブromホルム	否	1回/3月	←	←				○			
32	ホルムアルデヒド	否	1回/3月	←	←				○			
33	亜鉛及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年		過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○
34	アルミニウム及びその化合物	可	1回/3月	1回/1年	←	過去3年間の検査結果が1/5以下			○		○	
35	鉄及びその化合物	可	1回/3月	1回/月	←	検査回数の減不可項目(県指導)	○				○	
36	銅及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○	
37	ナトリウム及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
38	マンガン及びその化合物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
39	塩化物イオン	否	1回/月	←	←	検査回数の減不可項目	○				○	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	可	1回/3月	1回/月	←	検査回数の減不可項目(県指導)	○				○	
41	蒸発残留物	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が1/5以下		☆	○		○	
42	陰イオン界面活性剤	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○	
43	ジェオスミン	可	1回/月 藻類発生時期	←	1回/1年	水源の状況を勘案した			○			
44	2-メチルイソボルネオール	可	1回/月 藻類発生時期	←	1回/1年				○			
45	非イオン界面活性剤	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○	
46	フェノール類	可	1回/3月	1回/3年	1回/1年				○		○	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	否	1回/月	←	←			○				○
48	pH値	否	1回/月	←	←			○				○
49	味	否	1回/月	←	←			○				
50	臭気	否	1回/月	←	←			○				○
51	色度	否	1回/月	←	←			○				○
52	濁度	否	1回/月	←	←			○				○

凡 例

5

□: 布目配水場、広上取水場、五官野水上谷ポンプ場のみの適用。(3ヶ月に1回の検査でよいが、左記の水道施設は当市にて塩素滅菌処理を行っている為、安全確認のため毎月検査を実施するもの)
 ☆: 布目配水場のみの適用。(過去3年間の検査結果が1/5基準値を超えているため、3ヶ月に1回の検査を実施するもの)

別表3 水質管理目標設定項目の目標値及び検査項目

水質管理上注目すべき項目(全26項目、内地下水に関係のある13項目を実施)

番号	項目名	検査項目	基準値	備考	分類
1	アンチモン及びその化合物	○	アンチモンの量に関して、0.02mg/L以下		無機物質
2	ウラン及びその化合物	○	ウランの量に関して、0.002mg/L以下(暫定)		
3	ニッケル及びその化合物	○	ニッケルの量に関して、0.02mg/L以下		
4	削除(亜硝酸態窒素)		削除(0.05mg/L以下(暫定))		
5	1,2-ジクロロエタン	○	0.004mg/L以下		有機物質
6	削除(トランス-1,2-ジクロロエチレン)		削除(0.004mg/L以下)		
7	削除(1,1,2-トリクロロエタン)		削除(0.006mg/L以下)		
8	トルエン	○	0.4mg/L以下		
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	○	0.08mg/L以下		消毒剤
10	亜塩素酸		0.6mg/L以下	二酸化塩素注入時に限る。当市使用していないため除外。	
11	削除(塩素酸)		削除		
12	二酸化塩素		0.6mg/L以下	二酸化塩素注入時に限る。当市使用していないため除外。	
13	ジクロロアセトニトリル	○	0.01mg/L以下(暫定)		消毒物副生
14	抱水クロラール	○	0.02mg/L以下(暫定)		
15	農薬類	○	検出値と目標値の比の和として、1以下	対象農薬は114物質(別表5)	有機物質
16	残留塩素		1mg/L以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	無機物質
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		10mg/L以上100mg/L以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	
18	マンガン及びその化合物		マンガンの量に関して、0.01mg/L以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	
19	遊離炭酸		20mg/L以下	採水後速やかな測定出来ないため除外	有機物質
20	1,1,1-トリクロロエタン	○	0.3mg/L以下		
21	メチル-tert-ブチルエーテル	○	0.02mg/L以下		
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)		3mg/L以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	
23	臭気強度(TON)		3以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	その他
24	蒸発残留物		30mg/L以上200mg/L以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	
25	濁度		1度以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	
26	pH値		7.5程度	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	
27	腐食性(ランゲリア指数)		-1程度以上とし、極力0に近づける。	採水後速やかな測定出来ないため除外	
28	従属栄養細菌	○	1mLの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)		微生物
29	1,1-ジクロロエチレン	○	0.1mg/L以下		有機物質
30	アルミニウム及びその化合物		アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	無機物質

* 富山県水道水質管理計画に基づき採水場所は、布目6号井及び広上2号井とします。

* ○:検査実施項目をあらわします。

別表4 要検討項目の目標値及び検査項目

番号	項目名	隔年交互	1回/2年	目標値
1	銀及びその化合物	○		未設定
2	バリウム及びその化合物	○		0.7mg/L
3	ビスマス及びその化合物	○		未設定
4	モリブデン及びその化合物	○		0.07mg/L
5	アクリルアミド			0.0005mg/L
6	アクリル酸			未設定
7	17-β-エストラジオール			0.00008mg/L(暫定)
8	エチニル-エストラジオール			0.00002mg/L(暫定)
9	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	○		0.5mg/L
10	エピクロロヒドリン	○		0.0004mg/L(暫定)
11	塩化ビニル	○		0.002mg/L
12	酢酸ビニル	○		未設定
13	2,4-トルエンジアミン			未設定
14	2,6-トルエンジアミン			未設定
15	N,N-ジメチルアニリン	○		未設定
16	スチレン	○		0.02mg/L
17	ダイオキシン類		△	1pgTEQ/L(暫定)
18	トリエチレントトラミン			未設定
19	ノニルフェノール	○		0.3mg/L(暫定)
20	ビスフェノールA	○		0.1mg/L(暫定)
21	ヒドラジン	○		未設定
22	1,2-ブタジエン			未設定
23	1,3-ブタジエン			未設定
24	フタル酸ジ(n-ブチル)	○		0.01mg/L
25	フタル酸ブチルベンジル	○		0.5mg/L
26	マイクロキスチン-LR			0.0008mg/L(暫定)
27	有機ず化合物			0.0006mg/L※(暫定)
28	プロモクロロ酢酸	○		未設定
29	プロモジクロロ酢酸	○		未設定
30	ジプロモクロロ酢酸	○		未設定
31	プロモ酢酸	○		未設定
32	ジプロモ酢酸	○		未設定
33	トリプロモ酢酸	○		未設定
34	トリクロロアセトニトリル	○		未設定
35	プロモクロロアセトニトリル	○		未設定
36	ジプロモアセトニトリル	○		0.06mg/L
37	アセトアルデヒド	○		未設定
38	MX			0.001mg/L
39	キシレン	○		0.4mg/L
40	過塩素酸			0.025mg/L
41	N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)			0.0001mg/L
42	アニリン			0.02mg/L
43	キノリン			0.0001mg/L
44	1,2,3-トリクロロベンゼン			0.02mg/L
45	ニトリロ三酢酸(NTA)			0.2mg/L
46	要検討PFAS			未設定

* ※印はトリブチルスズオキシドの目標値

* 富山県水道水質管理計画に基づき採水場所は、布目6号井及び広上2号井とし、隔年交互に実施します。

* ダイオキシン類の検査は、過去のデータ蓄積により広上3号井とします。(R8実施)

* ○は隔年交互の検査をあらわします。△は2年に1回の検査をあらわします。

* 要検討PFASは、(PFBS) (PFHxS) (PFBA) (PFPeA) (PFHxA) (PFHpA) (PFNA) (HFPO-DA)の8物質

別表5 農薬類(水質管理目標設定項目(15)の対象農薬リスト)

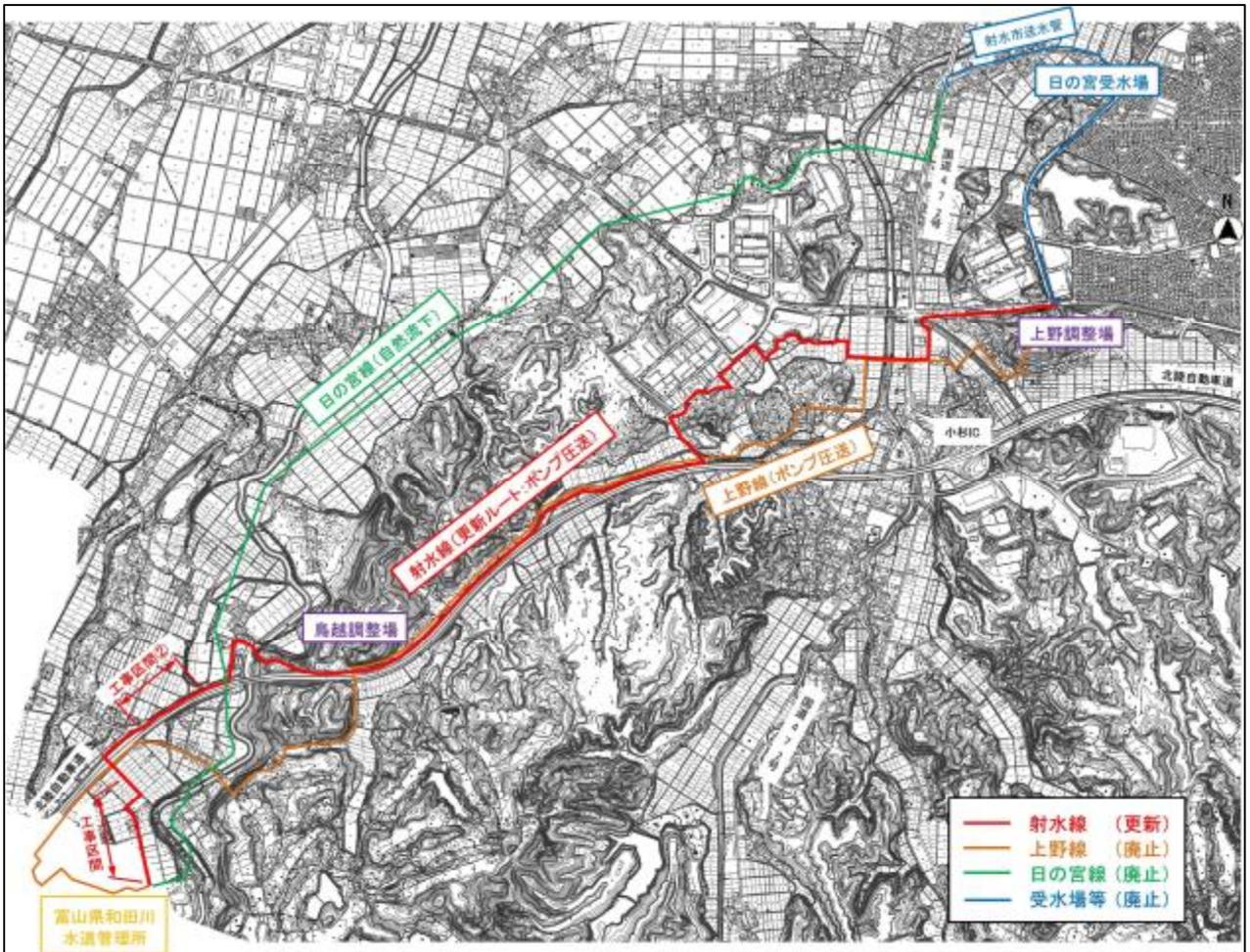
番号	農薬名	検査有・無	番号	農薬名	検査有・無
農 01	1, 3—ジクロロプロペン(D—D)		農 61	チオベンカルブ	
農 02	2, 2—DPA(ダラボン)		農 62	テフリルトリオン	○
農 03	2, 4—D(2, 4—PA)		農 63	テルブカルブ(MBPMC)	
農 04	EPN		農 64	トリクロピル	
農 05	MCPA		農 65	トリクロルホン(DEP)	
農 06	アシュラム		農 66	トリシクラゾール	○
農 07	アセフェート		農 67	トリフルラリン	
農 08	アトラジン		農 68	ナプロバミド	
農 09	アニロホス		農 69	パラコート	
農 10	アミラズ		農 70	ピペロホス	
農 11	アラクロール		農 71	ピラクロニル	○
農 12	イソキサチオン		農 72	ピラゾキシフェン	
農 13	イソフェンホス		農 73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	○
農 14	イソプロカルブ(MIPC)		農 74	ピリダフェンチオン	
農 15	イソプロチオラン(IPT)	○	農 75	ピリプチカルブ	
農 16	イプフェンカルバジン		農 76	ピロキロン	
農 17	イプロベンホス(IBP)		農 77	フィプロニル	
農 18	イミノクタジン		農 78	フェニトロチオン(MEP)	
農 19	インダノファン		農 79	フェノブカルブ(BPMC)	
農 20	エスプロカルブ		農 80	フェリムゾン	
農 21	エトフェンブロックス		農 81	フェンチオン(MPP)	
農 22	エンドスルファン(ベンゾエビン)		農 82	フェントエート(PAP)	
農 23	オキサジクロメホン	○	農 83	フェントラザミド	
農 24	オキシ銅(有機銅)		農 84	フサライド	○
農 25	オリサストロピン		農 85	ブタクロール	
農 26	カズサホス		農 86	ブタミホス	
農 27	カフェンストール		農 87	ブプロフェジン	
農 28	カルタップ		農 88	フルアジナム	
農 29	カルバリル(NAC)		農 89	プレチラクロール	
農 30	カルボフラン		農 90	プロシミドン	
農 31	キノクラミン(ACN)		農 91	プロチオホス	
農 32	キャプタン		農 92	プロピコナゾール	
農 33	クミルロン		農 93	プロピザミド	
農 34	グリホサート		農 94	プロベナゾール	
農 35	グルホシネート		農 95	プロモブチド	
農 36	クロメプロップ		農 96	ベノミル	
農 37	クロルニトロフェン(CNP)		農 97	ベンシクロン	
農 38	クロルピリホス		農 98	ベンゾビスクロン	
農 39	クロロタロニル(TPN)		農 99	ベンゾフェナップ	
農 40	シアナジン		農 100	ベンタゾン	○
農 41	シアノホス(CYAP)		農 101	ベンディメタリン	
農 42	ジウロン(DCMU)		農 102	ベンフラカルブ	
農 43	ジクロベニル(DBN)		農 103	ベンフルラリン(ベスロジン)	
農 44	ジクロルボス(DDVP)		農 104	ベンフレセート	○
農 45	ジクワット		農 105	ホスチアゼート	
農 46	ジスルホトン(エチルチオメトン)		農 106	マラチオン(マラソン)	
農 47	ジチオカルバメート系農薬		農 107	メコプロップ(MCPP)	
農 48	ジチオピル		農 108	メソミル	
農 49	シハロホップブチル		農 109	メタラキシル	
農 50	シマジン(CAT)		農 110	メチダチオン(DMTP)	
農 51	ジメタメトリン		農 111	メミノストロピン	
農 52	ジメトエート		農 112	メトリブジン	
農 53	シメトリン	○	農 113	メフェナセート	
農 54	ダイアジノン		農 114	メプロニル	
農 55	ダイムロン		農 115	モリネート	
農 56	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート				
農 57	チアジニル				
農 58	チウラム				
農 59	チオジカルブ				
農 60	チオファネートメチル				

※ 水源近隣に散布した農薬類を調査し、代表的な成分となる10項目を選定して検査します。

※ ○印は前年度に検査した項目です。

西部水道用水供給事業送水管（県受水送水管）の更新について

本市の水道水は、西部水道用水供給事業送水管の日の宮線（延長6 km 昭和41～42年布設）と上野線（延長7.1 km 昭和51～55年布設）の2系統にて受水している。古いもので建設から55年以上経過していることや一部に耐震適合性のないものも含まれ、施設の統廃合、ダウンサイジングなど持続可能な維持管理を富山県企業局と検討・協議した結果、送水管を1系統化し令和8年度から工事着手する。



1 事業の概要

事業主体	富山県企業局
事業場所	高岡市 島新（和田川水道管理所）地内 ～ 射水市 南太閤山（上野調整場）地内
全体事業費	約 80 億円（前期 30 億円 中期 30 億円 後期 20 億円）
完成時期	令和 10 年代後半（予定）
事業内容 （射水線更新概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・管種 耐震型ダクタイル鋳鉄管等 φ700 ・延長 L=約 6.7 km ・工法 開削、推進、水管橋

2 令和8年度工事概要

事業費	5億円
着手予定	令和8年10月以降
工事概要 (予定)	工事区間① 開削及び推進工 L=約600m (高岡市・射水市) 工事区間② 開削工 L=約400m (射水市)

3 送水管1系統化の理由

事業主体である富山県企業局との協議の結果、水需要が減少する現状においては、日の宮受水場等の廃止及び2系統から1系統へダウンサイジングし、維持管理費用を低減させ、将来へ持続可能な施設規模とすることが重要であると判断した。

	安全性	更新費用	維持管理費用
1系統		○	○
2系統	○		

射水市内水ハザードマップ（素案）について

1 目的

内水ハザードマップは、雨水出水浸水想定区域図を基本資料として、内水による浸水に関する情報及び避難に関する情報を住民にわかりやすく提供することにより、内水による浸水被害を最小化する目的として作成する。

2 雨水出水浸水想定区域図

水防法第14条の2に規定される、想定最大規模降雨により、公共下水道等の排水施設の排水能力を上回り、公共下水道等の排水施設に雨水を排水できなくなった場合、又は放流先の河川的水位上昇等に伴い公共下水道等の排水施設から、河川等に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域。

3 想定最大規模降雨

水防法第14条第1項に規定する想定し得る最大規模の降雨

「浸水想定之作成等のための想定最大外力の設定方法」（平成27年7月、国土交通省水管理・国土保全局）より、本市を含む北陸地域では時間130mm（1,000年に1回程度）を想定する。

4 内水ハザードマップの概要

（1）作成図面

想定最大規模	地区詳細図：新湊地区西側	（縮尺1／15,000）
想定最大規模	地区詳細図：新湊地区東側 下地区	（縮尺1／15,000）
想定最大規模	地区詳細図：小杉地区	（縮尺1／15,000）
想定最大規模	地区詳細図：大門・大島地区	（縮尺1／15,000）

（2）掲載情報

- ・ 予報警報・避難指示等の情報伝達方法、避難指示・避難行動に関する事項、緊急時・平常時の心構え等
- ・ 浸水想定区域、浸水深、避難場所等

5 今後のスケジュール

- ・ 令和8年6月 広報紙と同時に全戸配布

